

参 考 資 料

- 1 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
(平成18年10月31日 環境省告示第140号)
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日 法律第105号)
- 3 動物の愛護及び管理に関する条例(平成5年3月29日 条例第8号)
- 4 猫の適正管理普及推進のためのガイドライン
- 5 防災基本計画(内閣府・中央防災会議)(抜粋)
- 6 兵庫県避難所管理運営指針(抜粋)

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

平成 18 年環境省告示第 140 号

平成 25 年環境省告示第 80 号

最終改正：令和 2 年環境省告示第 53 号

目次

第 1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

第 2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

- (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進
- (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
- (3) 関係者間の協働関係の構築
- (4) 施策の実行を支える基盤の整備

2 施策別の取組

- (1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成
- (2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進
- (3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止
- (4) 所有明示（個体識別）措置の推進
- (5) 動物取扱業の適正化
- (6) 実験動物の適正な取扱いの推進
- (7) 産業動物の適正な取扱いの推進
- (8) 災害対策
- (9) 人材育成
- (10) 調査研究の推進

第 3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

2 計画期間

3 対象地域

4 計画の記載項目

5 策定及び実行

- (1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保
- (2) 関係地方公共団体との協議
- (3) 計画の公表等
- (4) 実施計画の作成
- (5) 点検及び見直し

第 4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

(動物の愛護)

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあり、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うことである。人と動物とは生命的に連続した存在であるとする考え方や生きとし生けるものを大切にすることを踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。

人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが必要であり、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである。社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るためには、命あるものである動物に対して優しいまなざしを向ける態度が求められる。

(動物の管理)

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、全ての動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、その社会的責任を十分自覚し、鳴き声、糞尿等による迷惑を含め、人の生命、身体又は財産の侵害や生活環境の保全上の支障を防止する必要がある。

この際、逸走やみだりな繁殖を防止する措置等により動物の行動等に一定の制約を課す必要が生じる場合があることのほか、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為が、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることにも十分に留意する必要がある。

我が国では、幅広い世代に渡る約3割の国民がペットを飼育しており、ペットは伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在になっている一方で、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管（以下「飼養等」という。）を適切に行うことが求められる。令和元年度の世論調査では、ペットが人に与える影響について肯定的な回答が多い傾向にある一方、否定的な回答も一定数存在した。動物の所有者等は、ほえ癖や臭気等による迷惑や被害の加害者に自分になり得ることへの意識がややもすると希薄な傾向にあるが、被害者の置かれた状況を認識し、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、適正な飼養等に努めなければならない。

(合意形成)

国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、猫の屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）やその精神に抵触するものではないが、現実には、これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる。様々な状況におけるペットの殺処分に対する意識を問う令和元年度の世論調査の質問では、けがや病気で回復

の見込みがない場合に殺処分を許容できるとする回答は全体の4割であった。

このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。人と動物の共生は、人が、社会の中において、動物をそれぞれの役割に応じて適正に取り扱うことも包含しており、合理的な目的に応じて、適正な動物の取扱いがなされるならば、実験動物や家畜等の利用についても、共生の在り方の一つであると考えられる。また、動物が社会や自然環境に及ぼす正と負の側面に関する知見の蓄積や、消費行動等の個人や社会の活動が動物の世界に与えている影響等、人と動物の関係を考える上での新たな状況や視点に留意した対応も求められている状況にある。

その上で、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、普遍性及び客観性の高いものであるとともに、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させ、「人と動物の共生する社会」の実現に向けた将来ビジョンの形成を目指していくためには、我が国の風土や社会の実情、日本人の動物観の特質や海外との違いを踏まえ、人と動物の関係についての丁寧な議論を積み重ねることが重要である。

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進

動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、適切な愛護及び管理の基盤となるべき国民共通の理解の形成までには至っていない。人と動物の共生する社会の実現を図るためには、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促していく施策を、学校、地域、家庭等において展開し、社会を構成する全ての当事者が、適正飼養の観点から必要な取組を推進するとともに、国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、目指す社会の姿や動物の取扱いに関する行為規範の在り方について、中長期的に検討していく必要がある。

(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物（特定動物）等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範囲にわたっており、様々な実施主体によって、それぞれに関係法令等に基づく施策が進められている。一方、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有し、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。また、動物の愛護及び管理の分野においても、科学的・客観的な知見等の収集と政策の目的や効果の明確化を行い、適切な情報共有を通じて証拠に基づく政策立案（EBPM；Evidence - based Policymaking）を推進していくことが求められている。各種施策を着実に進めていくためには、長期的に、かつ科学、法律、倫理・動物観、生活・経済等の多角的な視点から動物の取扱いを検討し、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた目標及びその達成手段等を設定して、総合的かつ体系的に取組を進め

ていく必要がある。

(3) 関係者間の協働関係の構築

法の施行に関する事務の多くは、都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらない全ての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要である。

動物の愛護と管理をめぐる課題に、地域の実情も踏まえて効果的に取り組むためには、指定都市及び中核市以外の市区町村を含む行政間及び行政内の部局間の連携や、動物愛護推進員や動物愛護の地域ボランティア及び民間団体の協力が重要であり、このためには、国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、企業、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関、地域ボランティア等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。取組に際しては、相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画・協働によって、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の同時解決を図る視点が必要である。

(4) 施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策の実行を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。具体的には、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、関係団体や動物愛護推進員の育成と活動支援並びに災害対応や多様な関係者の参画・協働にも役立つ地域拠点としての動物愛護管理センターを始めとした動物愛護管理施設の機能の拡充等が必要である。また、国は、地方公共団体等の取組を支える科学的・客観的な知見やデータ等の蓄積による調査研究の推進、ガイドライン等の作成、研修会の開催等を通じた技術的支援を行うことなどにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。

2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、令和 12 年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

(1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

①現状と課題

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではない。また、国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、その整理と相互理解の醸成に向けた取組の必要性が指摘されている。こうした現

状を踏まえつつ、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解を更に推進する必要がある。

また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。このような現状において、国及び地方公共団体、動物愛護、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会を捉えて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。

②講ずべき施策

- ア 国及び地方公共団体は、動物愛護推進員、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、逸走の防止、終生飼養及び適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。
- イ 社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、幅広い関係主体の参画による議論を活性化しつつ、中長期的に検討していくこと。
- ウ 動物を見せることや動物と触れ合うことを目的とした、動物の展示利用については、多種多様な利用形態ごとに意義と課題を整理するとともに、情操の涵養等、その効用を効果的にもたらしめると及び感染性の疾病の予防等、動物の健康及び安全を確保することの双方の観点から、展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方を整理・検討すること。また、学校飼育動物の取扱いに関しても同様に基本的な考え方を整理・検討すること。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進

①現状と課題

適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、国、地方公共団体等によって、そのための様々な取組が行われてきているが、依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。こうした問題を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「令和元年改正法」という。）により、遺棄、虐待等に対する罰則の引上げ等が行われた。

また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数は、平成 16 年度の年間約 42 万頭から平成 30 年度は年間約 9 万頭、殺処分率は平成 16 年度の約 94%から平成 30 年度の約 42%へと大幅に減少した。一方で、殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡による咬傷(こうしょう)事故の発生や、譲渡先の団体における過密飼育等、動物の健康及び安全の確保の観点からの問題が生じているとの指摘がある。今後は、令和元年改正法において地方公共団体が所有者不明の犬又は猫の引取りを拒否できる場合が規定されたことや、早くから引取り数・殺処分率の削減等を進めてきた地方公共団体や野犬(や

けん)等が多く収容される地方公共団体もあることを踏まえ、動物の適正飼養を推進しつつ、殺処分を減らしていく必要がある。

②講ずべき施策

ア 犬又は猫について、地方公共団体からの譲渡時、及び動物取扱業者からの販売時等において、遵守すべき飼養保管の基準等に基づき、原則として繁殖を制限しなければならないことについて説明が行われるようにすること、安易な飼養の抑制等により終生飼養を徹底すること、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置を徹底すること、マイクロチップの装着等による所有明示措置を推進すること、及び遺棄の防止を行うこと等により、地方公共団体における犬及び猫の引取り数について、更なる減少を図ること。

イ 犬及び猫の殺処分を透明性を持って戦略的に減らしていくことが必要であり、以下の殺処分の3分類の特に②に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の殺処分数について、平成30年度比50%減となるおおむね2万頭を目指すこと。また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。

①譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）

②①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

③引取り後の死亡

ウ 野犬が多い地域等では、引取り数・殺処分率又は殺処分数を減少させるため、集中的に捕獲を実施し、野犬の再生産を抑制することが必要な場合があり、短期的にこれらの数値が増加してもやむを得ない面があることなどを踏まえ、中長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理するとともに、必要な普及啓発等の取組を推進すること。

エ 犬又は猫の譲渡の促進に当たっては団体への譲渡が効果的であることを踏まえつつ、団体への適正な譲渡の推進に向けた現状や課題を整理し、対応について検討すること。

オ 令和元年改正法において、都道府県等が設置する施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすることや動物愛護管理センターが行う業務が明確化されたことを踏まえ、災害対応や多様な関係者の参画及び協働にも役立つ地域拠点としての役割も考慮して、引き続き、返還又は譲渡の促進に向けた施設整備を推進すること。

カ 令和元年改正法により、愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたこと及び虐待の通報が獣医師に義務づけられたことの周知徹底等を図るとともに、通報への対応等の明確化及び必要な体制の構築について検討すること並びに警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

キ 終生飼養の責務は、飼い主に最後まで責任をもって動物を飼育することを求めるものだが、やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には、

動物の健康及び安全の保持の観点から行う譲渡や引取り等が否定されるものではなく、こうした終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう、普及啓発に努めること。

ク 不適正飼養等に起因して、周辺的生活環境が損なわれている事態や動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められる場合には、令和元年改正法により報告徴収又は立入検査が可能となったことを踏まえ、地方公共団体の指導、監督の強化等に向けた環境を整備すること。

(3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止

①現状と課題

動物の不適切な飼養等又は給餌給水により、動物による危害及び周辺的生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。所有者不明の犬又は猫について、新たに地方公共団体が引取りを拒否できる場合が規定されたが、動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、危害及び迷惑問題防止の観点から、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等、地域の実情に合わせた対策や対応が必要である。

また、許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生していること、令和元年改正法により、特定動物に関する規制が強化されたことを踏まえ、厳格な法令遵守が求められている。

②講ずべき施策

ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。

イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについての普及啓発の強化や、地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者等のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取組を推進すること。

ウ 多頭飼育問題等不適正な飼養に対応するため、関係する地方公共団体の福祉部局等との連携を強化し、周辺的生活環境の保全等を図る措置の在り方について検討し、ガイドラインを作成すること。

エ 特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて、周知を推進し、遵守を徹底すること。

オ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。

カ 特定動物に関連する法令遵守のため、指導マニュアルの策定等を通じて、地方公共団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

①現状と課題

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずること（所有明示）は、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。令和元年改正法において、販売される犬又は猫へのマイクロチップの装着、所有者情報の登録等が義務化されたことから、所有明示措置の推進が一層求められており、所有明示措置の意義、役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進する必要がある。

②講ずべき施策

ア 販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化された令和元年改正法の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必要な検討を行うこと。

イ 義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップの装着を始めとする所有明示措置の必要性に関して啓発を推進しつつ、マイクロチップ装着等の義務対象範囲について検討すること。

(5) 動物取扱業の適正化

①現状と課題

飼養管理が不適切な動物取扱業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、令和元年改正法において動物取扱業者に対する規制が強化された。

このような背景を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。

②講ずべき施策

ア 登録制度の遵守の徹底に加え、動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の備付けの義務化、遵守基準の具体化、勧告及び命令の権限強化等、新たな規制の着実な運用を図ること。

イ 動物取扱業の更なる適正化に必要な、地方公共団体による動物取扱業者に対する制度の周知や指導及び監視の強化並びに規制の実効性の確保が必要であり、これらに対する支援を検討すること。

ウ 動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るよう、その主体的な取組を促進すること。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

①現状と課題

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月環境省告示第 88 号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）は、平成 25 年にその基準の内容を改正し、遵守状況の点検、その結果の公表及び可能な限りの外部機関等による検証の実施について位置づけを行っている。平成 29 年

には実験動物飼養保管等基準解説書研究会による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」を作成し、関係機関等に周知を行ってきた。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることに鑑み、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」(代替法の活用:Replacement、使用数の削減:Reduction、苦痛の軽減:Refinement)を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。

②講ずべき施策

ア 関係省庁、団体等と連携しながら、実験動物を取り扱う関係機関及び関係者に対し、「3Rの原則」、実験動物の飼養保管等基準の周知の推進や遵守の徹底を進めるとともに、当該基準の遵守状況について、定期的な実態把握を行い、適切な方法により公表すること。

イ 令和元年改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、関係省庁と連携し、現行の機関管理体制(自主管理体制)の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

①現状と課題

我が国も加盟する国際獣疫事務局(OIE)において、アニマルウェルフェアに関する勧告が順次採択されていることを踏まえ、我が国においては、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」の通知の発出や国の補助事業等による各畜種ごとの「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の作成・改訂がなされ、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着が図られている。このため、これらの動向を踏まえ、産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準(昭和62年10月総理府告示第22号。以下「産業動物の飼養保管基準」という。)を見直す必要がある。

②講ずべき施策

ア 令和元年改正法において、地方公共団体の畜産部局及び公衆衛生部局との連携強化が盛り込まれたことから、関係省庁と連携して、効果的な連携強化の在り方について検討を行うこと。

イ 関係省庁の協力を得ながら、法及び産業動物の飼養保管基準の内容についての周知の推進や遵守の徹底について、効果的な方法を検討し、実施すること。

(8) 災害対策

①現状と課題

災害時における飼い主責任によるペットとの同行避難の考え方がある程度普及し、「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成 30 年 3 月環境省発行。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、獣医師会や動物愛護団体等による動物救護活動も活発に行われるようになってきている一方で、円滑な避難や救護のためには、飼い主による平時からのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理が重要である。また、避難行動においては、ペットとの同行避難の徹底や避難所、応急仮設住宅での受入れ等が依然として社会的な課題となっている。近年は災害が広域化していることから、関係機関等との連携協力の下に広域的な協力体制を整備しておく必要がある。

②講ずべき施策

ア 都道府県以外の地方公共団体においても、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けが明確化されるよう促すとともに、地域の実情に応じて、ペットの一時預かりや、ペット連れ被災者に対する避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応が適切に行われるよう、既存施設の活用や施設整備を含め、必要な体制整備を推進すること。

イ ガイドラインの記載内容を踏まえ、ペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進すること。

ウ 被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協力体制について事前の体制整備を推進すること。

エ 産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の連携・情報共有を図りつつ、対応を推進すること。

(9) 人材育成

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要である。令和元年改正法において、都道府県、指定都市及び中核市は動物愛護管理員等の担当職員を置くこととされ、指定都市及び中核市以外の市区町村も、動物愛護管理担当職員を置くよう努めることとされた。

また、民間を含めた多様な組織や人材の参画・協働も必要である。都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成 30 年度末で 125 地方公共団体中 72 地方公共団体、約 3400 人となっているものの、未だ委嘱のない地方公共団体もあるなど、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備はまだ十分とは言えない状況にある。

このため、行政の担当職員や動物愛護推進員等の人材の育成等を更に積極的に推進していく必要がある。

②講ずべき施策

ア 国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支

援を行うこと。

イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進するとともに、動物虐待等の該当性についての客観的な判断や関係者への適切かつ効果的な監視・指導を行うために必要な研修等の実施を通じ、専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。

ウ 国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業の推進により、普及啓発教材の作成・配布や各種研修会・講演会の開催等を通じて、適正飼養に関する専門的な知識及び技能等を保持する人材の育成を図ること。

(10) 調査研究の推進

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとは言えない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。

②講ずべき施策

ア 動物虐待等の該当性についての客観的な判断に資するよう、国内における虐待、遺棄等の具体的事例、罰則の適用状況、科学的知見等の集積を行うとともに、それらの分析・評価を進めること。

イ アニマルウェルフェアの考え方と諸外国等における制度とその運用実態について、文化的・社会的背景等を含めて情報収集を行い、アニマルウェルフェアや動物愛護の考え方、課題、留意点等について整理すること。

ウ 脊椎動物の苦痛の感受性について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における調査研究、制度とその運用の事例等について情報の収集を行い、時代背景と社会認識の変化や具体的な技術の進歩等に応じて、その取扱いの在り方の整理を行うこと。

エ 動物の殺処分の方法について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮して、基本的な考え方や具体的な手法について再整理すること。

オ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献、国内における動物の飼養保管の実態、ペット飼育による社会的効用や新たな社会需要等に係る情報収集を行うこと。

第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して、地域の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な

目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものとする。

2 計画期間

基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とする。

3 対象地域

対象地域は、当該都道府県の区域とする。

4 計画の記載項

計画の記載項目については、法第6条第2項及び第3項に、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項及び動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項と規定されているところであるが、これらを踏まえ、地域の事情に応じ、記載事項の追加、それらの構成の在り方等について、必要に応じて検討するものとする。

5 策定及び実行

(1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保

計画の策定に当たっては、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、それらを必要に応じて計画に反映させるために、学識経験者、関係行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、地域住民、研究機関等からなる検討会を設置するなどして、計画の策定及び点検等を行うよう努めるものとする。また、計画の策定過程等の透明性の向上及び計画内容についての合意形成等を図るために、必要に応じてパブリックコメント等を行うものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

動物愛護管理行政の推進には、都道府県が主要な役割を果たしているが、指定都市においては動物取扱業の登録及び特定動物の飼養許可に関する事務等、中核市においては犬又は猫の引取りの事務等を実施している。また、動物の愛護及び管理の普及啓発、地域住民に対する直接的な指導等では、全ての市区町村にその役割が期待される場合もある。このため、関係地方公共団体間での施策の整合を図り、計画の実効性を高める観点から、計画を策定し又は変更しようとするときは、あらかじめ関係市区町村の意見を聴くものとする。なお、一の都道府県の区域を越えて発生している問題等があり、広域的な視点からの対応が必要と考えられる場合は、必要に応じ、国は技術的助言を行うことなどにより、関係都道府県等との連絡調整等を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

(3) 計画の公表等

計画が策定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に連絡するものとする。

(4) 実施計画の作成

必要に応じて、動物の愛護及び管理に関する施策に係る年間実施計画等を策定し、多様な主体の参加を広く得ながら、計画の推進を図るよう努めるものとする。

(5) 点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映させるものとする。また、基本指針の改定等に合わせて、中間的な目標の設定等の必要な見直しを行うものとする。

第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年度、基本指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映させることとする。なお、点検結果については、その概要を公表するものとする。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後おおむね5年目に当たる令和7年度を目途として、その見直しを行うこととする。

動物の愛護及び管理に関する法律

昭和48年10月1日法律第105号

改正

昭和58年12月2日法律第80号

平成11年7月16日法律第87号

平成11年7月16日法律第102号

平成11年12月22日法律第160号

平成11年12月22日法律第221号

平成17年6月22日法律第68号

平成18年6月2日法律第50号

平成23年6月24日法律第74号

平成23年8月30日法律第105号

平成24年9月5日法律第79号

平成25年6月12日法律第37号

平成25年6月12日法律第38号

平成26年5月30日法律第46号

平成29年6月2日法律第51号

令和元年6月14日法律第37号

令和元年6月19日法律第39号

目次

第一章 総則（第一条－第四条）

第二章 基本指針等（第五条・第六条）

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則（第七条－第九条）

第二節 第一種動物取扱業者（第十条－第二十四条の二）

第三節 第二種動物取扱業者（第二十四条の二の二－第二十四条の四）

第四節 周辺的生活環境の保全等に係る措置（第二十五条）

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第二十五条の二－第三十四条）

第四章 都道府県等の措置等（第三十五条－第三十七条）

第四章の二 動物愛護管理センター等（第三十七条の二－第三十九条）

第四章の三 犬及び猫の登録（第三十九条の二－第三十九条の二十六）

第五章 雑則（第四十条－第四十三条）

第六章 罰則（第四十四条－第五十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気

風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(普及啓発)

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

(動物愛護週間)

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第二章 基本指針等

(基本指針)

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
- 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備

(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項

3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。

2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

第二節 第一種動物取扱業者

(第一種動物取扱業の登録)

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第二十一条の四において同じ。））、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第二十二条の五を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第三十七条の二第二項第一号及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第七項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第二十二条第一項に規定する者をいう。）の氏名

四 その営もうとする第一種動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法

五 主として取り扱う動物の種類及び数

六 動物の飼養又は保管のための施設（以下この節から第四節までにおいて「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項

イ 飼養施設の所在地

ロ 飼養施設の構造及び規模

ハ 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項

3 第一項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業（犬猫等（犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。）の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）

を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

- 一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別
- 二 販売の用に供する幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあつては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。第十二条第一項において同じ。）の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画（以下「犬猫等健康安全計画」という。）

（登録の実施）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
- 四 第十条第一項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
- 五 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 五の二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の七第一項第四号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第五号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第七十条第一項第三十六号（同法第四十八条第三項又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第七十二条第一項第三号（同法第六十九条の七第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）若しくは第五号（同法第七十条第一項第三十六号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十七条第一号若しくは第二号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

七の二 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

八 法人であつて、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

九 個人であつて、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の更新）

第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第十条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（変更の届出）

第十四条 第一種動物取扱業者は、第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をし、飼養施設を設置しようと

し、又は犬猫等販売業を営もうとする場合には、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は第十条第二項各号（第四号を除く。）若しくは第三項第二号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第十条第一項の登録を受けて犬猫等販売業を営む者（以下「犬猫等販売業者」という。）は、犬猫等販売業を営むことをやめた場合には、第十六条第一項に規定する場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第十一条及び第十二条の規定は、前三項の規定による届出があつた場合に準用する。

（第一種動物取扱業者登録簿の閲覧）

第十五条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第十六条 第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 その登録に係る第一種動物取扱業を廃止した場合 第一種動物取扱業者であつた個人又は第一種動物取扱業者であつた法人を代表する役員

- 2 第一種動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第十七条 都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

（標識の掲示）

第十八条 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（登録の取消し等）

第十九条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。
- 二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。
- 四 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 五 第十二条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号の二から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- 六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、第一種動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
- 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
- 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。

4 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要

があると認めるときは、条例で、第一項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(感染性の疾病の予防)

第二十一条の二 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

(動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等)

第二十一条の三 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になった場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(販売に際しての情報提供の方法等)

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

(動物に関する帳簿の備付け等)

第二十一条の五 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者（次項において「動物販売業者等」という。）は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
- 二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
- 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
- 四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
- 五 その他環境省令で定める事項

(動物取扱責任者)

第二十二条 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

- 2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならない。
- 3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。次項において同じ。）を受けさせなければならない。
- 4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、相当と認める者に、その実施を委託することができる。

（犬猫等健康安全計画の遵守）

第二十二条の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

（獣医師等との連携の確保）

第二十二条の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

（終生飼養の確保）

第二十二条の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

（幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限）

第二十二条の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

（犬猫等の検案）

第二十二条の六 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。

（勧告及び命令）

第二十三条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第四項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条の四若しくは第二十二条第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第二十二条の五の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が前二項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第一項、第二項及び前項の期限は、三月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等)

第二十四条の二 都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から二年間は、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺的生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定によりその登録が効力を失い、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の二の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条及び第三十七条の二第二項第一号において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数

が環境省令で定める数に満たない者を除く。)は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 飼養施設の所在地
- 三 その行おうとする第二種動物取扱業の種別（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法
- 四 主として取り扱う動物の種類及び数
- 五 飼養施設の構造及び規模
- 六 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項
(変更の届出)

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者（以下「第二種動物取扱業者」という。）は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(準用規定)

第二十四条の四 第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項を除く。）、第二十三条（第二項を除く。）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三及び第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第四項」とあるのは「第二十四条の四第一項において準用する第二十一条第一項又は第四項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一項」と、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項及び前項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十一条（第三項を除く。）及び第二十三条（第二項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項に規定するもののほか、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者については、第二十一条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、「所有し、若しくは占有した」と

あるのは「所有した」と、「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と読み替えるものとする。

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

（特定動物の飼養及び保管の禁止）

第二十五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可（第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において

「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 二 特定動物の種類及び数
 - 三 飼養又は保管の目的
 - 四 特定飼養施設の所在地
 - 五 特定飼養施設の構造及び規模
 - 六 特定動物の飼養又は保管の方法
 - 七 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する事項
 - 八 その他環境省令で定める事項
- (許可の基準)

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 飼養又は保管の目的が前条第一項に規定する目的に適合するものであること。
- 二 その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する基準に適合するものであること。
- 三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ロ 第二十九条の規定により許可を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
 - ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第二十八条 第二十六条第一項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者(以下「特定動物飼養者」という。)は、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつ

たときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その許可を取り消すことができる。

一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。

一之二 飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するもの
でなくなつたとき。

二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第
二十七条第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したと
き。

(環境省令への委任)

第三十条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許
可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動
物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を
受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければなら
ない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条
第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条
件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の
防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改
善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行
に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼
養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動
物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養
施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用す
る。

第三十四条 削除

第四章 都道府県等の措置等

(犬及び猫の引取り)

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二
第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。

以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

- 2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
- 3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。
- 4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。
- 3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

（犬及び猫の繁殖制限）

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第四章の二 動物愛護管理センター等 (動物愛護管理センター)

第三十七条の二 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務（中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市にあつては、第四号から第六号までに掲げる業務に限る。）を行うものとする。

一 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。

二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。

三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。

四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。

五 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

六 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

(動物愛護管理担当職員)

第三十七条の三 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第三項並びに第四十一条の四において「動物愛護管理担当職員」という。）を置く。

2 指定都市、中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市以外の市町村（特別区を含む。）は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。

3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充てる。

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第四章の三 犬及び猫の登録

(マイクロチップの装着)

第三十九条の二 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップ（犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であつて識別番号（個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録されたもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を装着しなければならない。ただし、当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

2 犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならない。

(マイクロチップ装着証明書)

第三十九条の三 獣医師は、前条の規定により犬又は猫にマイクロチップを装着しようとする者の依頼を受けて当該犬又は猫にマイクロチップを装着した場合には、当該マイクロチップの識別番号その他環境省令で定める事項を記載した証明書（次項及び第三十九条の五第三項において「マイクロチップ装着証明書」という。）を当該犬又は猫の所有者に発行しなければならない。

2 マイクロチップ装着証明書の様式その他の必要な事項は、環境省令で定める。

(取外しの禁止)

第三十九条の四 何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならない。

(登録等)

第三十九条の五 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

一 第三十九条の二第一項又は第二項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者 当該マイクロチップを装着した日

二 マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、この項の登録（以下この章において単に「登録」という。）を受けていないものを取得した犬猫等販売業者 当該犬又は猫を取得した日

2 登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫の所在地

二 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

3 登録を受けようとする者（第一項第一号に掲げる者に限る。）は、前項の申請書に、マイクロチップ装着証明書を添付しなければならない。

4 環境大臣は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録を受けた者に対し、その所有する犬又は猫に関する証明書（以下この章において「登録証明書」という。）を交付しなければならない。

5 登録証明書には、環境省令で定める様式に従い、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号その他の環境省令で定める事項を記載するものとする。

6 登録を受けた者は、登録証明書を亡失し、又は登録証明書が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録証明書の再交付を受けることができる。

7 環境大臣は、登録に係る事項を記録し、これを当該登録が行われた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

8 登録を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他の環境省令で定める事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、変更を生じた日から三十日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

9 登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならない。

（変更登録）

第三十九条の六 次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに変更登録を受けなければならない。

一 登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者

二 犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたもの

2 前条第四項から第九項までの規定は、前項の変更登録（以下この章において単に「変更登録」という。）について準用する。

（狂犬病予防法の特例）

第三十九条の七 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第四条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該犬の所有者から同条第一項の規定による犬の登録の申請又は同条第五項の規定による届出があつたものとみなし、当該犬に装着されているマイクロチップは、同条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。

3 環境大臣は、犬の所有者から第三十九条の五第八項（第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

4 前項の規定により市町村長が通知を受けたときは、当該通知に係る届出があつた日において、当該届出をした犬の所有者から狂犬病予防法第四条第四項の規定による届出があつたものとみなす。

5 第二項の規定により狂犬病予防法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬から当該マイクロチップを取り除いた場合その他の厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その旨を届け出なければならない。

6 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

7 前項の場合における狂犬病予防法第四条第三項の規定の適用については、同項中「前項の鑑札」とあるのは、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の七第六項の鑑札」とする。

（死亡等の届出）

第三十九条の八 登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したときその他の環境省令で定める場合に該当するときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（都道府県等の指導及び助言）

第三十九条の九 都道府県等は、第三十九条の二から前条までに規定する措置が適切になされるよう、犬又は猫の所有者に対し、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

（指定登録機関の指定）

第三十九条の十 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、第三十九条の五から第三十九条の八までに規定する環境大臣の事務（以下「登録関係事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定登録機関の指定は、環境省令で定めるところにより、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 環境大臣は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。
 - 一 職員、設備、登録関係事務の実施の方法その他の事項についての登録関係事務の実施に関する計画が、登録関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の登録関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 4 環境大臣は、第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 登録関係事務以外の業務により登録関係事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 第三十九条の二十の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者
- 5 指定登録機関が二以上ある場合には、各指定登録機関は、登録関係事務の適正な実施を確保するため、相互に連携を図らなければならない。
- 6 指定登録機関が登録関係事務を行う場合における第三十九条の五第一項及び第二項の規定、同条第四項及び第六項から第八項までの規定（第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条の七第一項及び第三項の規定並びに第三十九条の八の規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

（指定登録機関の役員の選任及び解任）

第三十九条の十一 指定登録機関の役員の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 環境大臣は、指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第三十九条の十三第一項に規定する登録関係事務規程に違反する行為をしたとき又は登録関係事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第三十九条の十二 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第三十九条の十第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

（登録関係事務規程）

第三十九条の十三 指定登録機関は、登録関係事務の開始前に、登録関係事務の実施に関する規程（以下「登録関係事務規程」という。）を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録関係事務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。

3 環境大臣は、第一項の認可をした登録関係事務規程が登録関係事務の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務等）

第三十九条の十四 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録関係事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（帳簿の備付け等）

第三十九条の十五 指定登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録関係事務に関する事項で環境省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

（監督命令）

第三十九条の十六 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告）

第三十九条の十七 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、環境省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第三十九条の十八 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録関係事務の休廃止)

第三十九条の十九 指定登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第三十九条の二十 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 環境大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第三十九条の十第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第三十九条の十一第二項、第三十九条の十三第三項又は第三十九条の十六の規定による命令に違反したとき。

三 第三十九条の十二又は前条の規定に違反したとき。

四 第三十九条の十三第一項の認可を受けた登録関係事務規程によらないで登録関係事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第三十九条の二十一 第三十九条の十第一項、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項又は第三十九条の十九の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)

第三十九条の二十二 指定登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(環境大臣による登録関係事務の実施等)

第三十九条の二十三 環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録関係事務を行わないものとする。

2 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十九条の二十第二項の規定により指定登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が第三十九条の二十の規定により指定を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

(公示)

第三十九条の二十四 環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第三十九条の十第一項の規定による指定をしたとき。
- 二 第三十九条の十九の規定による許可をしたとき。
- 三 第三十九条の二十の規定により指定を取り消し、又は登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第二項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行っていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(手数料)

第三十九条の二十五 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関）に納めなければならない。

- 一 登録を受けようとする者
- 二 登録証明書の再交付を受けようとする者
- 三 変更登録を受けようとする者

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(環境省令への委任)

第三十九条の二十六 この章に規定するもののほか、マイクロチップの装着、登録及び変更登録並びに指定登録機関に関し必要な事項については、環境省令で定める。

第五章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

3 前項の必要な事項を定めるに当たつては、第一項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供さ

れる動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。
- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

(獣医師による通報)

第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

(表彰)

第四十一条の三 環境大臣は、動物の愛護及び適正な管理の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

(地方公共団体への情報提供等)

第四十一条の四 国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護管理担当職員の設置、動物愛護管理担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局、都道府県警察及び民間団体との連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施、地域における犬、猫等の動物の適切な管理等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体に対する財政上の措置)

第四十一条の五 国は、第三十五条第八項に定めるもののほか、地方公共団体が動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第七項、第十二条第一項、第二十一条第一項（第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項第二号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項若しくは第四項の事態の設定又は第三十五条第七項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見

を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十四条の二 第三十九条の十四第一項の規定に違反して、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条の二の規定に違反して特定動物を飼養し、又は保管した者
- 二 不正の手段によつて第二十六条第一項の許可を受けた者
- 三 第二十八条第一項の規定に違反して第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者
- 二 不正の手段によつて第十条第一項の登録（第十三条第一項の登録の更新を含む。）を受けた者
- 三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第二十三条第四項、第二十四条の二第二項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項から第三項まで、第二十四条の二の二、第二十四条の三第一項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条の六の規定による命令に違反して、検案書又は死亡診断書を提出しなかつた者

三 第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の二第三項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第二十四条の四第一項において読み替えて準用する第二十三条第四項の規定による命令に違反した者

第四十七条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条の十五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十九条の十七の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十九条の十八第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第三十九条の十九の許可を受けないで登録関係事務の全部を廃止したとき。

第四十七条の三 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十五条 五千万円以下の罰金刑

二 第四十四条、第四十六条から第四十七条まで又は前条 各本条の罰金刑

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第一項（第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条の五第二項又は第二十四条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一条の五第一項（第二十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十条 第十八条の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（指定犬に係る特例）

2 専ら文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により天然記念物として指定された犬（以下この項において「指定犬」という。）の繁殖を行う第二十二条の五に規定する犬猫等販売業者（以下この項において「指定犬繁殖販売業者」という。）が、犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合における当

該指定犬繁殖販売業者に対する同条の規定の適用については、同条中「五十六日」とあるのは、「四十九日」とする。

(総理府設置法の一部改正)

- 3 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 動物の保護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の施行に関すること。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

動物保護審議会 動物の保護及び管理に関する法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

(狂犬病予防法の一部改正)

- 4 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二を削る。

(罰則に関する経過措置)

- 5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和元年六月十九日法律第三十九号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中動物の愛護及び管理に関する法律第二十一条の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定、同法第二十四条の四の改正規定（「、第二十一条」の下に「(第三項を除く。)」を加える部分及び「又は第二項」を「又は第四項」に改める部分に限る。）及び同法附則第二項の改正規定並びに第三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条並びに附則第五条（第四項及び第五項を除く。）及び第十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）第十条第一項の登録（旧法第十三条第一項の登録の更新を含む。）の申請をした者（登録の更新にあつては、この法律の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。）の当該申請に係る登録の基準については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の登録を受けている者又はこの法律の施行前にした同項の登録（旧法第十三条第一項の登録の更新を含む。）の申請に基づきこの法律の施行後に第一条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「第一条による改正後の法」という。）第十条第一項の登録を受けた者（登録の更新にあつては、この法律の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間

が満了する者を除く。)に対する登録の取消し又は業務の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可（同条第二項第三号の目的が第一条による改正後の法第二十六条第一項に規定する目的（以下この条において「特定目的」という。）であるものを除く。）を受けて行われている特定動物（旧法第二十六条第一項に規定する特定動物をいう。次項において同じ。）の飼養又は保管については、旧法第三章第五節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可を受けている者は、特定目的で特定動物の飼養又は保管をする場合に限り、この法律の施行の日に第一条による改正後の法第二十六条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前にされた旧法第二十六条第二項の申請（同項第三号の目的が特定目的であるものに限る。）は、第一条による改正後の法第二十六条第二項の許可の申請とみなす。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にマイクロチップ（第二条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下この条において「第二条による改正後の法」という。）第三十九条の二第一項に規定するマイクロチップをいう。次項及び附則第十条において同じ。）が装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者（第二条による改正後の法第十四条第三項に規定する犬猫等販売業者をいう。次項において同じ。）は、当該犬又は猫について、同号に掲げる規定の施行の日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡の日）までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にマイクロチップが装着された犬又は猫の所有者（犬猫等販売業者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる。

3 前二項の登録は、第二条による改正後の法第三十九条の五第一項の登録（附則第十条において単に「登録」という。）とみなす。

4 第二条による改正後の法第三十九条の十第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても、第二条による改正後の法第三十九条の十第二項から第五項まで、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項及び第二項並びに第三十九条の二十四第一号の規定の例により行うことができる。

5 前項の規定により行った行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において、同項に規定する規定により行われたものとみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 国は、動物を取り扱う学校、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科

学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者（第一条による改正後の法第十条第一項に規定する第一種動物取扱業者及び第一条による改正後の法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業者をいう。第三項において同じ。）に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、両生類の販売、展示等の業務の実態等を勘案し、両生類を取り扱う事業に関する規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国は、動物取扱業者による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、動物取扱業者についての規制の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第九条 国は、多数の動物の飼養又は保管が行われている場合におけるその状況を勘案し、周辺的生活環境の保全等に係る措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、愛護動物（第一条による改正後の法第四十四条第四項に規定する愛護動物をいう。）の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 国は、動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十条 国は、マイクロチップの装着を義務付ける対象及び登録を受けることを義務付ける対象の拡大並びにマイクロチップが装着されている犬及び猫であってその所有者が判明しないものの所有権の扱いについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十一条 前三条に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

動物の愛護及び管理に関する条例

平成5年3月29日条例第8号

改正

平成12年10月11日条例第53号

平成12年12月21日条例第58号

平成13年3月28日条例第28号

平成18年3月24日条例第18号

平成25年6月13日条例第24号

令和2年3月24日条例第12号

動物の保護及び管理に関する条例をここに公布する。

動物の愛護及び管理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 動物愛護思想の高揚等（第7条—第9条）

第3章 動物の適正な飼養及び保管

第1節 動物の所有者等の遵守事項等（第10条—第14条の2）

第2節 事故発生時の措置等（第15条—第24条）

第3節 実験動物の飼養又は保管の届出等（第25条・第26条）

第4章 動物の収容等（第27条—第31条）

第5章 雑則（第32条—第38条）

第6章 罰則（第39条—第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する所要の措置を講ずることにより、県民の動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 動物 所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）のある動物で哺乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- （2） 飼い犬 所有者等のある犬をいう。
- （3） 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条の2に規定する特定動物をいう。
- （4） 実験動物 教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用（以下「実験等」という。）に供する目的で飼養し、又は保管する動物で規則で定めるものをいう。
- （5） 施設 動物を飼養し、又は保管するための工作物をいう。

(県の責務)

第3条 県は、動物の愛護及び管理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを実施するとともに、県民による動物の愛護及び管理に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、その地域の社会的状況に応じた動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、並びにこれを実施するとともに、県の動物の愛護及び管理に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、自ら進んで動物愛護思想の涵(かん)養と動物の適正な愛護に努めるとともに、県及び市町の動物の愛護及び管理に関する施策に協力しなければならない。

(動物の所有者等の責務)

第6条 動物の所有者等は、当該動物の習性、生理、生態等を理解し、当該動物にみだりに苦痛を与えないように注意するとともに、人の生命、身体又は財産(以下「人の生命等」という。)に害を加え、及び近隣に迷惑を掛けないように適正に飼養し、又は保管するように努めなければならない。

2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、当該動物を可能な限り終生飼養するとともに、終生飼養できなくなった場合には、自らの責任において、新たな所有者を見つける等当該動物に飼養を受ける機会を与えるように努めなければならない。

3 動物の所有者は、当該動物がみだりに繁殖してこれを自ら飼養し、又は新たな所有者を見つけること等が困難になるおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第2章 動物愛護思想の高揚等

(県の動物愛護思想の高揚等)

第7条 県は、県民の参加と協力を得て人と動物が調和し、共生する社会づくりを推進するため、県民の動物愛護思想の高揚並びに動物の適正な飼養及び保管に関する知識の普及に努めるものとする。

2 県は、人と動物が調和し、共生する社会づくりを推進するため、市町、県民及び動物の所有者等に対し、必要な情報の提供、指導、助言又は援助を行うものとする。

3 県は、人と動物の共通感染症の予防及び調査研究、知識の普及その他必要な施策を実施するものとする。

(市町の動物愛護思想の高揚等)

第8条 市町は、その地域の人と動物が調和し、共生する社会づくりを推進するため、住民の動物愛護思想の高揚並びに動物の適正な飼養及び保管に関する知識の普及に努めるものとする。

2 市町は、その地域の人と動物が調和し、共生する社会づくりを推進するため、住民及び動物の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

第9条 削除

第3章 動物の適正な飼養及び保管

第1節 動物の所有者等の遵守事項等

(動物の所有者等の遵守事項)

第10条 動物の所有者等（法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業（以下「第一種動物取扱業」という。）を営む者及び法第24条の2の2に規定する第二種動物取扱業（以下「第二種動物取扱業」という。）を行う者を除く。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正に飼料及び水を与えること。
- (2) 疾病の予防等動物の健康管理を行うこと。
- (3) 離乳前の動物の譲渡等を行わないこと。
- (4) 動物の種類、大きさ、習性、飼養数、飼養目的等に応じた施設を必要に応じて設けること。
- (5) 動物の汚物等を処理し、動物を飼養し、又は保管する場所を常に清潔にすること。
- (6) 動物が逸走した場合は、自らの責任において発見し、及び収容するように努めること。
- (7) 動物がみだりに道路、公園、広場その他の公共の場所及び他人の土地、建物等を汚し、又は損傷しないようにすること。
- (8) 動物の異常な鳴き声、体臭等により、他人に迷惑を掛けないようにすること。
- (9) 動物の飼養又は保管の作業を行う者の健康管理に留意すること。

(飼い犬の所有者等の遵守事項)

第11条 飼い犬の所有者等は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。
- (2) 飼い犬の習性、生理、生態等を理解した上で、当該飼い犬にあったしつけを行い、所有者等の制止に従うように訓練すること。

第12条 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が人の生命等に害を加えないように、これを鎖等でつないでおかななければならない。ただし、次に掲げる場合で当該飼い犬が人の生命等に害を加えるおそれがないときは、この限りでない。

- (1) 生後90日以内の飼い犬を飼養し、又は保管する場合
- (2) 飼い犬をおりに入れて飼養し、若しくは保管し、又は囲い等の障壁の中で飼養し、若しくは保管する場合
- (3) 飼い犬を鎖でつなぐ等の方法で連れ出す場合
- (4) 飼い犬をおりに入れる等の方法で移動させる場合
- (5) 飼い犬を訓練し、又は競技等に参加させる場合
- (6) 飼い犬を狩猟、犯罪の捜査、障害者の介助等のために使用する場合

2 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が道路、公園、広場その他の公共の場所においてふんを排せつした場合には、直ちに当該ふんをその場所から除去しなければならない。

(特定動物の所有者等の遵守事項)

第13条 特定動物の所有者等は、第10条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 地震、火災等の災害の場合における特定動物の脱出の防止その他講ずべき緊急措置を定めておくこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、特定動物が人の生命等に害を加えないようにすること。

(動物取扱業者の遵守事項)

第14条 第一種動物取扱業を営む者又は第二種動物取扱業を行う者は、法第21条第1項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)に規定する基準に掲げる事項に相当する事項を遵守するほか、第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業(以下「動物取扱業」という。)に係る動物の飼養又は保管の作業に従事する者の健康管理に留意しなければならない。

(実験動物の所有者等の遵守事項)

第14条の2 実験動物の所有者等は、第10条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 実験動物の飼養又は保管の作業に従事する者に当該実験動物の適正な飼養及び保管に関する教育を行うこと。

(2) 実験動物が実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかったときは、人及び他の動物への伝染を防止するため、隔離し、獣医師の診察を受けさせる等必要な措置を講ずること。

(3) 実験動物の飼養又は保管の作業に従事する者の健康管理に留意すること。

(4) 実験動物が死亡した場合は、その死体を適切に処置すること。

(5) 施設は、必要に応じて飼養室、実験室等に区分し、実験動物が逃走できない構造とすること。

第2節 事故発生時の措置等

(事故発生時の措置)

第15条 飼い犬の所有者等又は特定動物の所有者等は、当該飼い犬が人の生命若しくは身体に害を加えたとき、又は当該特定動物が人の生命等に害を加えたときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が人をかんだときは、狂犬病の疑いの有無について速やかに当該飼い犬に獣医師の検診を受けさせなければならない。

(緊急時の措置)

第16条 特定動物の所有者等は、当該特定動物が施設から逃走したときは、直ちにその旨を知事に通報するとともに、当該特定動物を捕獲する等人の生命等に害を加えないように必要な措置を講じなければならない。

2 特定動物の所有者等は、地震、火災等の災害が発生したときは、第13条第1号の規定により定めた緊急措置を適切に実施し、当該特定動物による人の生命等に対する侵害を防止しなければならない。

第17条から第24条まで 削除

第3節 実験動物の飼養又は保管の届出等

(実験動物の飼養又は保管の届出)

第25条 実験動物を飼養し、又は保管しようとする者は、施設ごとに、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 特定動物のみを飼養し、又は保管する場合
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により文部科学大臣若しくは教育委員会が博物館に相当する施設として指定したものであるものにおいて実験動物を飼養し、又は保管する場合
- (3) 農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第11条第1項に規定する動物検疫所において検査等のために実験動物を飼養し、又は保管する場合
- (4) 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設において獣医師が診療のために実験動物を保管する場合
- (5) 実験動物を輸送する者が輸送のために当該実験動物を県内において3日を超えないで保管する場合

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 実験動物の種類及び数
- (3) 施設の所在地及び設置場所
- (4) 施設の構造及び規模
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の届出書には、施設の設置場所付近の見取図、施設の構造及び規模を示す図面その他知事が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、第2項各号に掲げる事項（実験動物の数を除く。）に変更があったときは、遅滞なくその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 第1項の規定による届出をした者は、実験動物の飼養又は保管を廃止したときは、その日から7日以内にその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(届出済証)

第26条 知事は、前条第1項の規定による届出を受理したときは、規則で定める届出済証を交付するものとする。

第4章 動物の収容等

(飼い犬の収容)

第27条 知事は、所有者等が第12条第1項の規定に違反し、鎖等につながれていない飼い犬があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができる。

2 前項の職員は、収容しようとして追跡中の飼い犬がその所有者等又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

- 3 何人も、正当な理由がなく、前項の規定による立入りを拒んではならない。
- 4 第1項の職員は、第2項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(負傷動物の収容後の措置等)

第28条 知事は、法第35条第1項本文(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により犬若しくは猫を引き取った場合、法第36条第2項の規定により動物を収容した場合又は前条第1項の規定により飼い犬を収容した場合において、これらの動物が疾病にかかり、負傷し、又は離乳する前の状態にあるときは、必要に応じて治療等の措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により引き取り、又は収容した動物が、同項の措置を講じても回復等の見込みがないと判断したときは、同項の規定にかかわらず、当該動物を処分することができる。

(公示及び処分)

第29条 知事は、第27条第1項の規定により収容した飼い犬を保管したときは、所有者の判明しているものにあつては当該所有者に当該飼い犬を引き取るべき旨を通知し、所有者の判明していないものにあつてはその旨を2日間公示するものとする。

- 2 前項の通知を受けた飼い犬の所有者は、通知が到達した後1日以内に当該飼い犬を引き取らなければならない。

- 3 知事は、飼い犬の所有者が前項の期間内又は第1項に定める公示期間満了後1日以内に当該飼い犬を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、所有者がやむを得ない理由により前項に定める期間内又は第1項に定める公示期間満了後1日以内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、これを処分することができない。

- 4 第1項及び前項の規定(所有者の判明していない飼い犬に係る部分に限る。)は、知事が、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により犬又は猫を引き取った場合及び法第36条第2項の規定により動物を収容した場合について準用する。

(動物の譲渡)

第30条 知事は、第27条第1項の規定により収容した飼い犬、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取った犬若しくは猫若しくは法第36条第2項の規定により収容した動物で前条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公示によつても所有者が判明しなかったもの又は法第35条第1項本文の規定により引き取った犬若しくは猫をその譲渡を希望する者(実験等に供することを目的とする者を除く。)で第10条の規定(犬の譲渡を希望する者にあつては、同条から第12条までの規定)を遵守できると認めるものに、規則で定めるところにより、譲渡することができる。

(野犬の掃とう)

第31条 知事は、野犬(飼い犬以外の犬をいう。以下同じ。)が人の生命等に害を加え、又は加えるおそれがあり、かつ、通常の方法ではこれを収容することが著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、医薬品等を使用してこれを掃とうすることができる。この場合において、知事は、人の生命等に害を加えないように、当該区

域内及びその近傍の住民に対し、その旨を周知するものとする。

- 2 前項の規定により知事が野犬を掃とうする場合において、その住民は、その医薬品等によりその生命等に害を受けないように留意するとともに、その飼い犬が屋外に出て当該医薬品等により死傷することのないようにしなければならない。

第5章 雑則

(管理責任者の設置等)

第32条 法第26条第1項の許可を受けた者又は第25条第1項の規定による届出をした者は、当該許可に係る特定動物又は当該届出に係る実験動物を適正に飼養し、又は保管するために、規則で定めるところにより、管理責任者を置かなければならない。ただし、法第26条第1項の許可を受けた者又は第25条第1項の規定による届出をした者が自ら管理責任者となる場合は、この限りでない。

- 2 法第26条第1項の許可を受けた者又は第25条第1項の規定による届出をした者は、管理責任者を置き、又は自ら管理責任者となったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。管理責任者を変更したときも、また同様とする。

- 3 管理責任者は、規則で定める動物の適正な飼養及び保管に関する講習会を受けるように努めなければならない。

(標識等の掲示)

第33条 飼い犬の所有者等又は法第26条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、飼い犬又は特定動物を飼養し、又は保管している旨の標識を掲示しなければならない。

- 2 第25条第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、第26条の規定により交付を受けた届出済証を掲示しなければならない。

(措置命令)

第34条 知事は、飼い犬が人の生命等に害を加えたとき、又は加えるおそれがあると認められるときは、その所有者等に対し、人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

- 2 知事は、実験動物の所有者等が第14条の2の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、飼養又は保管の方法の改善その他実験動物の適正な飼養又は保管のために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(報告徴収、立入調査等)

第35条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、動物の所有者等その他の関係者から当該動物の飼養又は保管の状況等について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、その職員に、動物を飼養し、又は保管している場所に立ち入り、その飼養又は保管の状況等を調査させ、又は当該動物の所有者等その他の関係者に質問させることができる。

- 3 第27条第4項の規定は、前項の規定による立入調査等を行う場合について準用する。

- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(動物愛護監視員)

第36条 知事は、動物の愛護及び管理に関する指導、第27条第1項の規定による飼い犬

の收容、同条第2項の規定による立入り、前条第2項の規定による立入調査又は質問その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、その職員で獣医師であるもののうちから、動物愛護監視員を任命する。

(費用)

第37条 法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取られた犬又は猫、法第36条第2項の規定により收容された動物及び第27条第1項の規定により收容された飼い犬の返還を受けようとする者は、規則で定めるところにより、その保管及び返還に要した費用を納付しなければならない。ただし、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項又は同法第18条第1項の規定により抑留された犬の返還を受けようとする場合は、この限りでない。

(補則)

第38条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第39条 第34条第2項の規定による措置命令に従わなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定による届出(特定動物に係るものに限る。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第16条第1項の規定による通報を怠った者
- (3) 第25条第1項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第25条第4項の規定による届出(氏名若しくは名称、住所若しくは法人の代表者の氏名又は施設の所在地の変更に係るものを除く。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第34条第1項の規定による措置命令に従わなかった者
- (6) 第35条第1項の規定による報告(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものに限る。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の報告をした者
- (7) 第35条第2項の規定による立入調査(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものに限る。)を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものに限る。)に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (2) 第15条第1項の規定による届出(特定動物に係るものを除く。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第35条第1項の規定による報告(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものを除く。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第35条第2項の規定による立入調査(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実

験動物に係るものを除く。)を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものを除く。)に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金を科する。

(過料)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第25条第4項の規定による届出(氏名若しくは名称、住所若しくは法人の代表者の氏名又は施設の所在地の変更に係るものに限る。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第25条第5項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(飼い犬条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 飼い犬条例(昭和35年兵庫県条例第26号)
 - (2) 危険な動物の飼養及び保管に関する条例(昭和54年兵庫県条例第39号)
- (動物取扱業等の特例)

3 この条例の施行の際現に動物取扱業を行っている者又は実験動物を飼養し、若しくは保管している者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から3月間は、第25条第1項の規定による届出をしないで動物取扱業を行い、又は実験動物を飼養し、若しくは保管することができる。

(処分等に関する経過措置)

4 この条例の施行日前に廃止前の飼い犬条例又は危険な動物の飼養及び保管に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年10月11日条例第53号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年12月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月21日条例第58号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第28号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第18号）
（施行期日）

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。（後略）
（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月13日条例第24号）
この条例は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第12号）
この条例は、令和2年6月1日から施行する。

猫の適正管理普及推進のためのガイドライン

平成29年3月

兵庫県動物愛護センター

目次

I	はじめに	1
II	本ガイドラインをご覧になる方へ	1
III	猫を取り巻く状況と課題	2
IV	猫についての基礎的知識	
	繁殖	2
	狩猟行動	3
	行動範囲	4
	寿命・疾病	4
	完全屋内飼育	5
V	基本的な考え方	
	猫の分類(猫が置かれている状況による分類)	6
	取り組みの基本	7
VI	具体的な対策	
	「飼い猫」への対策	8
	「飼い主のいない猫」への対策	11
	猫との距離感	18
	忌避の方法(猫が庭に入らない方法)	19
	災害に備えて	21
VII	今後の取り組みの方向性	23
VIII	おわりに	24
IX	資料編	(別冊)

I はじめに

都市化の進展や核家族化、少子高齢化等を背景として、人の生活における伴侶動物の重要性が高まっています。その一方で、動物の飼育に関連した問題も多く、特に不適切な餌付けや多頭飼育等に起因する生活環境の保全上の支障が発生し、行政として適切な対策が求められています。

このような状況の中、兵庫県では、平成5年に「動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、「人と動物が調和し、共生する社会づくり」の実現に向け、さまざまな取り組みを行ってきました。その結果、一定動物の飼い主の意識の向上が図られ、犬及び猫の殺処分数も減少しましたが、未だ十分ではありません。

特に、代表的な伴侶動物である犬と猫のうち、殺処分数で見るとその8割以上を猫が占めており、また、兵庫県動物愛護センターには猫による迷惑に関する苦情・相談が多数寄せられています。

このたび、このような現状を踏まえ、地域で人と猫が共生していくための基本的な考え方やルールを示したガイドラインを作成しました。本ガイドラインが多くの人に「猫の問題」について関心を持って頂くとともに、猫の習性や飼い主としての責任の重要性、飼い主のいない猫への対策等について理解を深め、各地域の実情に見合った対策を考えるうえで参考となれば幸いです。

II 本ガイドラインをご覧になる方へ

猫を飼育する際には、命あるものである猫の適正な飼育に全ての責任を負う者として、猫の生理や習性を理解し、終生愛情を持って接することが大切です。さらに、種々の価値観や感情を持つ人々がくらす社会の中で猫を飼育するには、周囲の人々の理解を得られる猫の飼育に関するルールも必要となります。

また、殺処分している子猫の大部分は飼い主のいない猫から生まれており、猫に関する苦情・相談も飼い主のいない猫に関するものが多くを占めています。

本ガイドラインは、猫の飼い主だけではなく地域の住民や飼い主のいない猫に関与している方々が、共通の理解を持って猫とくらすための基礎的知識や基本的な考え方についてまとめており、一般の飼い主が猫を飼育する場合の参考にして頂くとともに、市町の担当部局や地域の方々がマニュアルやルール作りをする際に役立てて頂くことを想定しています。

Ⅲ 猫を取り巻く状況と課題

人の生活における伴侶動物の重要性が高まるなか、代表的な伴侶動物である犬と猫については、(一社)ペットフード協会が平成28年に行った飼育実態調査によると全国で、犬が987万8千頭、猫が984万7千頭飼育されており、時系列でみると、猫の頭数は昨年とほぼ同じ、犬の頭数は減少傾向にあるとの結果でした。総務省統計局の人口推計(平成28年9月)では、15歳未満の人口が1579万7千人ですから、今や子供の数よりも犬・猫の飼育頭数の方が多くなっています。

一方、特に市街地では猫を原因とする様々な問題が発生し、県民の皆様から多くの苦情・相談が兵庫県動物愛護センターに寄せられています。平成27年度の猫に関する苦情・相談は2,998件でした。猫がこのような苦情・相談の対象となっている背景には、猫の飼い主が屋内飼育や不妊措置、飼い主の明示措置等の責任を適切に果たしていないことや、猫への恣意的な餌やり行為により飼い主のいない猫が繁殖し、糞尿による悪臭、庭や畑荒らし、ゴミあさり等の問題を引き起こしていることがあります。

また、このような状況の中、兵庫県動物愛護センターでは平成27年度に2,458頭(成猫619頭、子猫1,839頭)の猫を引き取り、うち2,260頭(成猫586頭、子猫1,674頭)を殺処分しています。平成17年度の猫の殺処分数は4,812頭でしたので、この10年間で半減はしていますが、犬の処分数が、この10年間で約8分の1に減少(H17年度2,957頭→H27年度365頭)していることからみても、猫の問題に関する対策は十分ではありません。

Ⅳ 猫についての基礎的知識

繁殖

1 性成熟

性成熟の時期は、気温、天候、オス猫の存在、発情メス猫の存在、栄養状態など飼育環境や外的要因の影響を受けて変動します。

生後7ヶ月ほどもすれば生殖器は十分に発達しますが、一般的にはメス猫は約5～9ヶ月齢、オス猫は約9～12ヶ月齢頃に性成熟を迎えると言われています。なお、屋外で生活する飼い主のいない猫の性成熟は、雌雄ともやや遅れるとの報告があります。

2 繁殖期

メス猫には1年に複数回、季節に連動した繁殖期が訪れます。

メス猫の繁殖期は通常2回、ピークは2～4月上旬及び6～8月の間に多く見られますが、繁殖期の開始時期は様々な要因によって左右され、1日の日照時間が12～14時間程度になると、その44～45日後に発情が誘発されると言われています。繁殖期が比較的温暖な時期に集中しているのは、エサが少なく環境の厳しい冬よりもエサが豊富で環境が穏やかな季節に出産した方が、子猫の生存率が高まるためと考えられます。

オス猫は、メス猫が発情する季節に合わせて発情します。

性成熟を迎えた猫は、以後、1年のうち一定の時期に訪れる繁殖期に合わせて異性を受け入れるようになります。

3 発情・妊娠・出産

発情期は、メス猫がオス猫のアプローチを受け入れる時期です。交尾があれば約4日、交尾がなければ5～10日程度続きます。オス猫を最も受け入れやすくなるのは、開始3～4日目とされています。

メス猫は発情期になって卵胞が発育しても自然に排卵することではなく、交尾刺激を受けて初めて排卵が起こります（交尾排卵）。自然排卵の場合、排卵が起こったタイミングで精子と出会わなければ受精できないのに対し、交尾排卵の場合は、交尾刺激によって排卵するため精子と出会う確率は高く、交尾をすれば非常に高い確率で妊娠すると言われています。つまり、猫は発情期中に交尾さえすれば、その刺激でメス猫は排卵し、妊娠することができるのです。また、猫は交尾する度に排卵するので、同じ発情期に複数頭のオス猫と交尾した場合、一度の出産で父親の違う子猫を産むこともあります。つまり、一度目の交尾で排卵刺激が加わった後も、発情が終わるまでに他のオス猫と交尾する可能性は十分にあり、まだ受精していない卵子や排卵していない卵子が残っていれば、2頭目以降のオス猫にも父親になるチャンスは残されているのです。発情期初日に一度だけ交尾したメス猫の排卵率が60%であるのに対し、5日目では83%にまで高まり、発情5日目で3回交尾した場合の排卵率は100%になるとの調査結果もあります。

こうして妊娠したメス猫は、約63日間ほどの妊娠期間を経て、一度に2～6頭ほどの子猫を産みます。一方、発情期に交尾しなかったメス猫は、また新たに卵巣で卵胞が発育し、再び発情を繰り返します。

狩猟行動

猫は通常狩りが得意で、主にげっ歯類や庭に来る小鳥といった小さな獲物を狩って殺します。狩りの技術が発達するにはいくらかの学習が必要であり、ほとんどの猫では、この学習は子猫の時に行われます。

猫の主な狩猟戦略には、巡回と待ち伏せがあります。耳をそば立てて獲物の姿や音を求めて狩猟域を歩き、狩りを行う場合もあれば、獲物が豊富な場所にじっと座り、襲いかかる機会を待つ場合もあります。広い場所に出て獲物を追うよりむしろ身を隠しながら狩りを行い、一度狙った獲物を取り逃しても、執拗に追い回すことはありません。

行動範囲

同種の他個体の侵入を積極的に排除し占有する領域のことを「縄張り（テリトリー）」と呼び、日常的に行き来する範囲のことを「生活圏」と呼びます。猫は全ての活動の約95%を生活圏で行うと言われています。

イギリスのある調査では、屋外で生活しているメス猫の平均生活圏サイズは、1.68平方キロメートル、オス猫は6.12平方キロメートルに及ぶという結果が出ています。しかし、猫の生活圏の広さは、食料の豊富さによって大きく変動し、十分なエサがある場所におけるメス猫の生活圏が100メートル×80メートル程度まで小さくなり、逆に、エサがあまりない場所においては40平方キロメートルまで広がるのが、別の調査で確認されています。

自由に放浪しているオス猫の生活圏は、概ね不明瞭です。これは、メス猫の生活圏が食料の豊富さによって決まるのに対し、オス猫の生活圏が主としてメス猫の存在によって決まるためだと考えられています。メス猫を求めてうろうろと歩き回る結果、生活圏がメス猫の約3.5倍にまで膨らんでしまうのです。

寿命・疾病

ペットの平均寿命は、フードや医療など飼育環境の改善により年々伸びています。猫についても同様で、完全屋内飼育の飼い猫の寿命は15年ほどと言われ、20歳を超える猫も珍しくありません。その一方で、屋外で生活する飼い主のいない猫の寿命は3～5年程度と言われています。

屋外で生活する飼い主のいない猫の寿命が、完全屋内飼育の猫の寿命の3分の1程度であるのは、交通事故はもちろんケンカによるケガや感染症、飢餓などの危険に常に曝されていることが要因であることは容易に想像できます。

1 猫ウイルス性鼻気管炎

猫ヘルペスウイルス1型の感染によって起こる上部呼吸器感染症で、猫のウイルス性上部気道感染症の約半数を占めます。特に、屋外で生活する飼い主のいない猫の群れや多頭飼育環境下で多く認められます。

ウイルスは感染猫の唾液や鼻汁などに含まれ、接触感染や飛沫感染が主な感染経路となります。

急性期と慢性期に分けられ、急性期では発熱、くしゃみや鼻水、涙や目やに、口内炎や流涎、咳、食欲不振などの症状を呈し、進行すると結膜炎から潰瘍性角膜炎を引き起こし穿孔することもあります。幼猫では進行が早く、死に至ることも少なくありません。

慢性期では症状が落ち着くものの、回復後もほとんどの猫が生涯にわたりウイルスのキャリアとなり、ストレスや免疫抑制等によるウイルスの再活性化により、再発症やウイルス排出が起こります。

感染猫との接触を避けることが最大の予防法であり、良好な飼育環境での飼育が発症を抑えることにつながります。

2 猫免疫不全ウイルス感染症

「猫エイズ」とも呼ばれ、感染猫の多くは慢性口内炎、慢性呼吸器疾患、貧血、腸炎などの症状を呈し、数年にわたって徐々に衰弱し、最終的に死に至ります。

感染の大半は、感染猫による咬傷（ケンカ、交尾）が原因です。交尾による感染は、交尾自体の感染率はそれほど高くないものの、ネックグリップと呼ばれるオス猫がメス猫の首元に噛みつく行為が感染の大きな原因と考えられています。

屋外および屋内外を自由に行き来して飼育されている猫に感染が多く、有効な治療法はなく、感染猫からの隔離以外に予防法はありません。

3 猫白血病ウイルス感染症

レトロウイルスの猫白血病ウイルスが原因となり、免疫力の低下や貧血、リンパ腫などを引き起こします。

感染経路は感染猫の唾液などの分泌物から感染する水平感染と、感染母猫から胎児に感染する垂直感染があります。水平感染が成立するためには、猫同士の長期にわたる濃厚な接触が必要とされています。

猫白血病ウイルスの感染率は、猫の飼育密度と直接的に関連し、多頭飼育や多くの猫が屋外飼育されている地域では高くなります。

ウイルス感染自体に対する特異的な治療法はなく、感染猫との接触を避けることが最も有効な予防法です。

完全屋内飼育

数年前に比べれば完全屋内飼育されている猫も多くなりましたが、まだまだ屋内と屋外を自由に行き来して飼育されている猫や、エサだけを与えられ屋外で生活している猫をたくさん見かけます。

猫の完全屋内飼育については、「猫を屋内に閉じ込めて飼うなんてかわいそう」という声を今でも頻繁に耳にします。しかし、完全屋内飼育は猫にとって本当にかわいそうな飼育方法なのでしょうか。猫の本質的な生理・生態に照らし合わせてみると、メス猫は多くの獲物を得るためにより広い生活圏を求め、オス猫はメス猫を求めて広い生活圏を求めます。十分なエサを保証されている飼い猫や不妊措置を施された飼い猫にとっては、広い生活圏は必要ないのです。屋外で生活する飼い主のいない猫の寿命が完全屋内飼育の飼い猫の寿命に比べて3分の1ほどでしかないことから考えても、完全屋内飼育は猫を交通事故や感染症の危険から守ることはもちろん、猫にとって安全で快適な飼育環境なのです。

最近、床には猫の糞尿が堆積し、100頭ほどの猫が家を占拠している映像をニュース等で目にすることがあります。猫にとって安全・快適な屋内で不妊措置を施さずに、性別の違う複数頭の猫を自由に交尾できる状態で飼えば、メス猫1頭につき毎年最低2回、1回につき5頭ほどの子猫を確実に産み続けます。最初は雌雄1組だった猫が50頭、100頭になるにはそれほどの時間は要しません。十分なエサが保証されている飼い猫であれば生活圏は狭く、100頭程度の猫を1軒の家屋で飼うことは不可能なことではありません。ただし、これは猫や飼い主の生活の質は度外視した場合に限ります。

ひとりの飼い主が責任を持って完全屋内飼育できる猫の数とは、いったい何頭程度なのでしょうか。もちろん、生活環境や家庭環境、家族構成、経済状態等で異なりますが、災害発生時に飼い主と一緒に同行避難することを考えれば、飼い主ひとり当たり多くても2頭程度ではないでしょうか。

飼い主が責任を持って飼育できる数の猫を不妊措置を施し、完全屋内飼育することは、猫だけでなく飼い主にとっても安全で快適なのです。

V 基本的な考え方

猫の分類(猫が置かれている状況による分類)

猫の問題を考える時、その猫が置かれている状況により、取り組みの方向性を議論する必要があります。その境界は現実には明確ではないにしても、猫を分類し、問題を整理して考えることが重要です。

本ガイドラインでは、便宜上、人との関わりの程度により以下のように猫を3種類に分類し記述を進めていきます。

1 飼い猫

特定の飼い主が存在する猫のことで、飼い主に所有・占有の意思を持って継続的に給餌・給水等の世話をされている猫。屋内のみで飼育されている猫、屋内と屋外を行き来している猫、屋外でのみ世話を受けている猫などがあります。

2 飼い主のいない猫

エサを与える者等の関与者に一定依存して地域でくらしているが、所有・占有の意思を示す者はいない猫。

3 自らテリトリーを守り生活している猫

エサを与える者等の特定の関与者を持たず、自らエサを得るためのテリトリーを守り生活している猫。言い換えると都市環境の中での野生動物として生息している猫とも言えます。

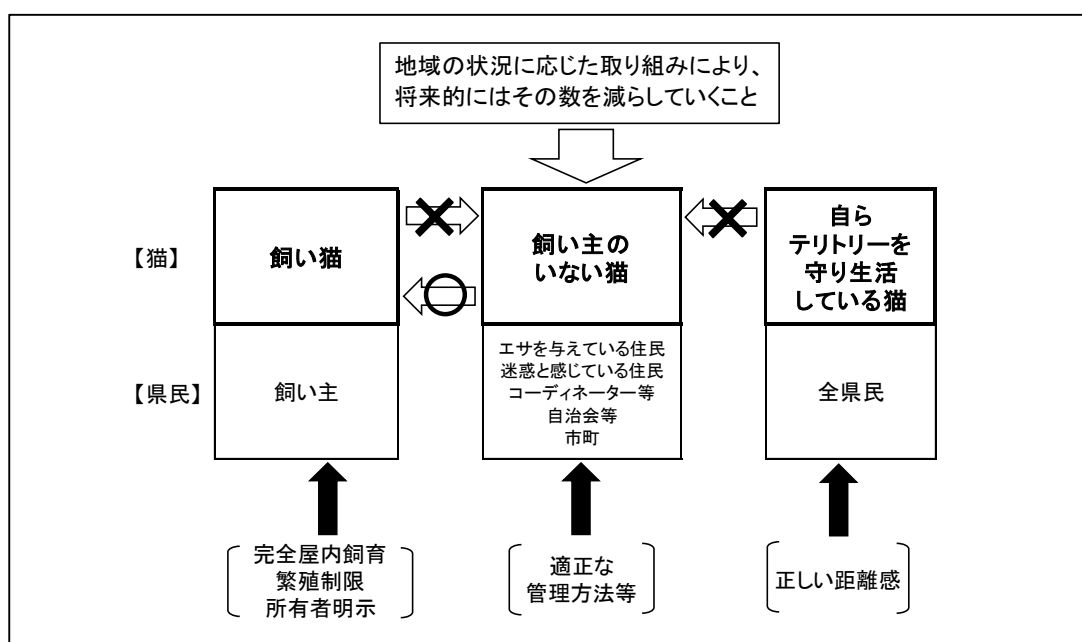
取り組みの基本

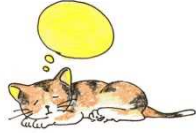
まずは、猫の飼い主にはその責任を明確化し、完全屋内飼育、繁殖制限等を徹底させることが大前提となります。

猫の問題の多くは飼い主のいない猫から発生しています。自らテリトリーを守り生活している猫については、みだりにエサを与えないことなど、正しい距離感を持つよう広く啓発し、飼い主のいない猫を生み出さないための取り組みを進めます。

そのうえで、現に地域でくらしている飼い主のいない猫については、その地域に応じた方法でその数を減らしていくことが必要です。

上述の基本的な考え方を図示すると以下のようになります。





猫の路上死について

平成 27 年度に淡路島内の県道・市道で死亡した猫は約 750 頭にのぼり、これは淡路島内を管轄する動物愛護センター淡路支所で引き取り、殺処分した猫 195 頭のおおよそ 3.8 倍となっています。また、京都府の推計では、府内全体で 1 年間におよそ 6,800 頭もの猫が路上で死亡している可能性があり、引取り数の 10 倍程度が路上死しているかもしれないとされました。【獣医畜産新報(2016, No12, P900)】

こういった交通事故が主な原因と推察される路上死を防ぐ方法として、飼い猫については「完全屋内飼育」が挙げられます。

ところが飼い主のいない猫については、飼い猫のような対策をとることは事実上不可能です。また、路上で死亡し発見された猫だけではなく、人目につかない場所で人知れず死んでいる猫が相当数いることは容易に想像できます。こういったことから、飼い主のいない猫については、その数を減らしていくことが重要です。

VI 具体的な対策

「飼い猫」への対策

猫の飼い主がその責任をしっかりと果たし、終生その猫を飼育することが猫の問題を解決していくための大前提となります。猫の飼い主責任は具体的には「完全屋内飼育」「繁殖制限」「所有者明示」の 3 点に尽きると考えられます。

1 完全屋内飼育

飼い猫には、屋内のみで飼育されている猫(完全屋内飼育)、屋内と屋外を自由に行き来している猫、屋外で世話を受けている猫などがありますが、猫の飼い主には以下のことから、完全屋内飼育をすることが強く求められています。現代においては、住宅密集地域において猫を完全屋内飼育することは、もはや義務と言っても過言ではないと思われれます。

【迷惑の防止】猫の糞尿による悪臭、庭や畑荒らし、ゴミあさり等の苦情・相談が兵庫県動物愛護センターにも多数寄せられています。飼い主さんが気づかないところで、外に出た飼い猫がご近所の迷惑になっていることもあります。

【猫の安全】屋外には交通事故はもちろん、猫同士のケンカによるケガや感染症など猫にとっての危険がたくさんあります。屋外でくらす猫の寿命は、完全屋内飼育の猫の 3 分の 1 以下とも言われており、

猫自身の健康と安全を守るためにも完全屋内飼育は必須と言えます。

【生理・生態】完全屋内飼育について「猫を閉じ込めて飼うのはかわいそう」という声をよく聞きますが、待ち伏せ型の狩りをすることから運動量があまり必要ではなく、また、生活圏の意識が自在に変化する猫にとっては、不妊措置を施したうえで十分なエサと安全を保証してあげれば、猫の生理・生態から見ても「閉じ込めている」「我慢をさせている」ということには全くならないと考えられます。

2 繁殖制限

猫は繁殖が非常に得意な動物です。不妊措置(避妊、去勢手術)を施さず、雄雌を自由に交尾できるような環境で飼育すれば、あっという間に10頭、30頭、50頭、100頭と増えていき、いわゆる多頭飼育崩壊といった状況に陥る可能性があります。このような状況に陥れば、悪臭や鳴き声など、近隣への生活環境上の支障が生じることはもちろん、猫にとっても非常に不幸な状況となります。なにより、飼い主の社会生活が崩壊することとなってしまいます。不妊措置の実施は飼い主の義務と考えてください。

飼い猫に不妊措置が不可欠な理由は、増えないようにすることだけではありません。むしろ、一般の飼い主さんにとっては次のようなメリットの方が重要です。

【猫の健康】一般的に避妊手術は子宮と卵巣を摘出します。それにより、メス猫では女性ホルモンに起因する乳腺腫瘍の発生率低下が期待でき、子宮蓄膿症や卵胞嚢腫等の子宮や卵巣自体に起きる病気を防止することができます。

一方、去勢手術は精巣を摘出するため、オス猫では男性ホルモンに起因する前立腺疾患の発生率が低下し、精巣腫瘍等の精巣自体に起きる病気を防止することができます。また、オス猫の場合は、生まれ持った性格は変わることはありませんが、男性ホルモンに起因する発情期の興奮や闘争、放浪などが少なくなることにより、猫免疫不全ウイルス感染症や猫白血病ウイルス感染症などへの感染のリスクを下げることが期待できると言われています。

【穏やかな暮らし】発情期には、メス猫の異常な鳴き声やメス猫の発情に反応したオス猫のメス猫を求める行動など、普段の飼い猫との穏やかな生活を阻害する出来事が色々と起こります。穏やかな飼い猫とのくらしのためにも不妊・去勢手術は必要です。また、オスのスプレー行動など性ホルモンに関係すると考えられている問題行動の防止にもつながります。



早期不妊手術について

不妊手術を行う時期については、アメリカでは10年以上前からシェルターにおいては8～16週齢の性成熟前に、一般の飼い猫においても生後4ヵ月齢程度で不妊手術が行われ、「遅くても生後6ヵ月齢まで」という考え方が一般的になっています。しかし、日本では、早期不妊手術による発育不良や行動、骨の成長閉鎖延長、泌尿器疾患、免疫機能の低下、肥満等様々な影響への不安から生後6ヵ月齢頃が目途とされてきました。

現在では、早期不妊手術による影響に関する調査も多く行われ、一般に考えられていたような早期不妊手術による身体及び行動上の問題は生じないことが科学的にも確認されています。さらに、早期不妊手術には手術時間の短縮や術後の速やかな回復、性成熟前の手術実施による100%の繁殖防止等のメリットが考えられるほか、メス猫では初回発情前の実施により乳腺腫瘍の発生率が低下することもわかっています。

3 所有者明示

猫の所有者がその猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、迷子の防止だけではなく、責任の所在を明確化し所有者の意識向上にも効果があります。

完全屋内飼育をしているご家庭でも万一の逃走に備えて、所有者明示措置は必ず行ってください。非常災害時には猫の逃走を防ぐことが出来ないことも予想されます。混乱の中では、飼い猫が飼い主さんの元に戻るか否かは、所有者明示措置の有無に懸かっているとと言えます。

具体的な方法は、下記のとおりですが、それぞれに長所短所がありますので、これらを併用することが理想的です。

【首輪】猫に首輪を着けただけでは、万一迷子になった時、飼い猫であることは分かっても、飼い主さんの元へ返ってくる手助けにはなりません。首元で名札がゆれることを嫌がる猫もいます。首輪に直接、油性のマジック等で飼い主の電話番号や氏名を書くことを勧めています。

また、「首輪が木の枝などに引っ掛かって、首つりにならないか心配」といった声もよく聞きますが、強い力がかかると首輪のホックが外れるようになっているものや、首輪の一部がゴムで出来ていて首から首輪が抜けるものなどが製品化されていますので、これらの製品を利用することも良いでしょう。

【名札】首輪に付属しているものや、形や大きさ、首輪への取り付け方法等様々なものが製品化されています。名札を着けていると飼い主の情報があると発見者が認識しやすいので、非常に有効な手段です。ただし、取れてしまったりすることもあるので、上述したとおり首輪にも直接飼い主さんの情報を記入することをお勧めしています。

【マイクロチップ】首輪や名札には発見者が直接、飼い主さんの情報を確認出来るという大きなメリットがありますが、一方、外れてしまったり、時間が経つと書いた文字が消えてしまったりする可能性があるという欠点もあります。

マイクロチップについては、皮下に埋め込むことから、首輪や名札のように外れたりする心配はありません。マイクロチップは直径約2mm・長さ約8～12mmの円筒形のガラスのカプセルで包まれた小さな電子標識器具です。マイクロチップには15桁の数字が記録されており、専用のリーダーで読み取り、データベースに照会することで、登録された飼い主情報を確認できます。マイクロチップの埋め込みについては、かかりつけの動物病院に相談してください。

「飼い主のいない猫」への対策

猫の問題の多くは飼い主のいない猫から発生しています。猫の飼い主には完全屋内飼育等の飼い主責任を徹底させること、自らテリトリーを守り生活している猫については、みだりにエサを与えないことなど、飼い主のいない猫を生み出さないための取り組みを進めることが重要です。

そのうえで、現に地域でくらしている飼い主のいない猫については、その地域やその猫が置かれている状況に応じた方法でその数を減らしていくことが必要となります。

1 地域猫活動

動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づき定められた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、第2今後の施策展開の方向、2施策別の取組、(3)動物による危害や迷惑問題の防止、②講ずべき施策、アにおいて「住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。」と記述されています。

地域猫活動は地域住民と現に地域でくらす飼い主のいない猫との「折り合いをつけること」を目指して、避妊・去勢手術を施したり、新しい飼い主探しを行い飼い猫にすることで、将来的には飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、相当の期間が必要です。理論的には、地域に今いる飼い主のいない猫について全て不妊措置を実施すれば、屋外でくらす猫の寿命は3～5年とも言われており、この期間で活動は終了することとなりますが、実際には、全頭の捕獲が困難であったり、他の地域からの新たな猫の流入があったりすれば、活動は長期化します。したがって、当面は、これ以上飼い主のいない猫を増やさないこと、恣意的なエサやり行為による迷惑を防止することなどが目的となります。

地域猫活動は「猫の問題」であると同時に「地域の環境問題」としてとらえ、地域での活動としてその方法を考える必要があります。「地域猫」に対する給餌・給水行為は、恣意的なエサやり行為とは異なります。給餌・給水の場所や方法は決められ、糞の処理や周辺の清掃など猫による迷惑を防止するための一定の管理も行われます。不妊措置により飼い主のいない猫の数が増えることが抑えられます。

地域住民も「猫の問題」の現状を十分認識し、地域猫活動が飼い主のいない猫を排除するのではなく、飼い主のいない猫に不妊措置を施し、一定の管理のもと「折り合い」をつけながら飼い主のいない猫に起因するトラブルをなくしていくための試みであることを理解する必要があります。

具体的な活動内容については、まさに地域の実情を踏まえて計画づくりを行う必要がありますが、基本的には次のような活動が想定されます。

【それぞれの役割】

・地域猫の世話をする人(活動主体)

地域猫活動に取り組む主体となります。その地域で飼い主のいない猫に関与していた者や地域住民のボランティアを中心に、趣旨に賛同した他の地域の住民や地域猫活動の経験を持つ団体などとともに活動を行います。

・コーディネーター

地域猫活動の経験のある団体の会員等で、エサを与える者、迷惑と感じている者、自治会役員、行政職員等々との間で、うまく連絡調整を行う「折り合いのつけ方」に長けた者にコーディネーターとして、地域からの相談に応じてもらったり、活動に参入してもらうことで、活動が非常に円滑に進むと考えられます。

・市町

地域猫活動は「地域の環境問題」という側面があります。自治会組織やその活動等とも関係が深い基礎的自治体である市町は、地域住民への地域猫活動の趣旨の説明、自治会や活動主体、コーディネーター等との連絡調整など地域猫活動の実施に必要な支援を行います。

・県(兵庫県動物愛護センター)

飼い主のいない猫の問題については、地域ごとに社会的状況が異なり、県下一律の対策を実施することは困難です。県(兵庫県動物愛護センター)は、実施主体や自治会、市町等が中心となって進める計画づくり等に対して支援を行います。具体的には、市町への地域猫活動の趣旨説明、コーディネーターへの指導・助言、普及啓発資料の提供、地域住民への適正飼養講習会の実施等を行い地域猫活動を支援します。

【地域の理解】 地域猫活動の実施には周辺住民の理解が不可欠であり、また自治会組織としての合意形成も重要です。関与者が飼い主のいない猫のことを思うあまり、猫を迷惑と感じている人を非難するような状況が少しでもあるなか、一方的に活動をスタートさせれば住民同士のトラブルの原因にもなりかねません。

まずは、周辺の人々に十分に地域猫活動の趣旨を説明し、理解を得たうえで活動を行います。なお、地域で話し合いを行う際には、活動主体、自治会役員等だけではなく、猫が苦手な人、猫による迷惑を感じている人、猫の管理に反対の人等も含めて話し合いを行うことが重要です。

また、地域で理解を得るための取り組みは、スタート時よりもむしろ活動が始まってからの方が重要となることもあります。様々な場面で地域住民の理解を深めていく努力が必要です。



同意～合意～理解

地域猫活動を話題にすると、10数年前には、「自治会(自治会長)の同意(同意書)が必要」といった議論が多くあったように思います。その後、「地域の合意」といった表現が使われるようになり、現在は「地域住民の理解の下に」といった表現に変化しています。

地域猫活動の現場は、いろいろな価値観や感情を持つ人々が少しずつ歩み寄り「折り合いをつけていく」場所であると言えます。地域猫活動は「地域住民の一定の理解の下に始め、活動を通してその理解を深めていく」必要があり、現在の「理解」という表現は、地域猫活動の本質を表していると感じています。

【活動のルール作り】「飼い主のいない猫の問題を何とかしたい。」という思いだけでは、活動は円滑に進みません。活動主体の中で役割分担、ローテーション、活動日程等を決め、無理なく活動が継続出来るよう体制作りをしっかりと行う必要があります。

また、代表者等を決め連絡先を明確にしておく必要があります。苦情や意見があった場合には真摯に受け止め、内容や対応状況を記録しておくことは、今後の対応や説明責任を果たすうえで重要です。

【不妊措置】地域猫活動に避妊・去勢手術は不可欠です。理想的には性成熟を迎える前にオス・メスともに行うこと、地域でくらす飼い主のいない全ての猫を一度に実施することが望まれます。飼い主のいない猫を捕獲し、不妊措置を施し、元の生活場所に戻してやることを一般的にTNRと呼んでいます。TNRの実施時には、後々必要となる個体管理を容易にするため、猫の写真を複数枚撮影し、捕獲年月日・捕獲場所・性別・毛色・体重・特徴等を記載した台帳を作成します。

【一定の管理】飼い主のいない猫にTNRを実施し、数が増えることを抑えても、現にその地域でくらす飼い主のいない猫による糞尿等の迷惑が直ちに低減するわけではありません。飼い主のいない猫に関して兵庫県動物愛護センターに寄せられる苦情・相談のなかには、「猫そのものの糞尿等による迷惑よりも、エサやりによる容器の散乱や食べ残したエサの悪臭、ハエ等の発生の方がより酷い。」と言った内容も含まれています。

地域猫にエサを与える場所、時間、方法等は周辺の住民になるべく迷惑をかけないように慎重に決める必要があります。エサを与える場所は、周辺住民の了解の得られる場所に固定します。エサは決められた一定の時間に与えるようにします。風などで飛ばないように金属製や陶器製の容器で、猫が食べきれだけの量のエサを与え、食べ終わるのを待って必ず容器を回収します。エサは糞や尿の悪臭を少しでも低減させるため、基本的にはドライタイプのキャットフードを与えます。

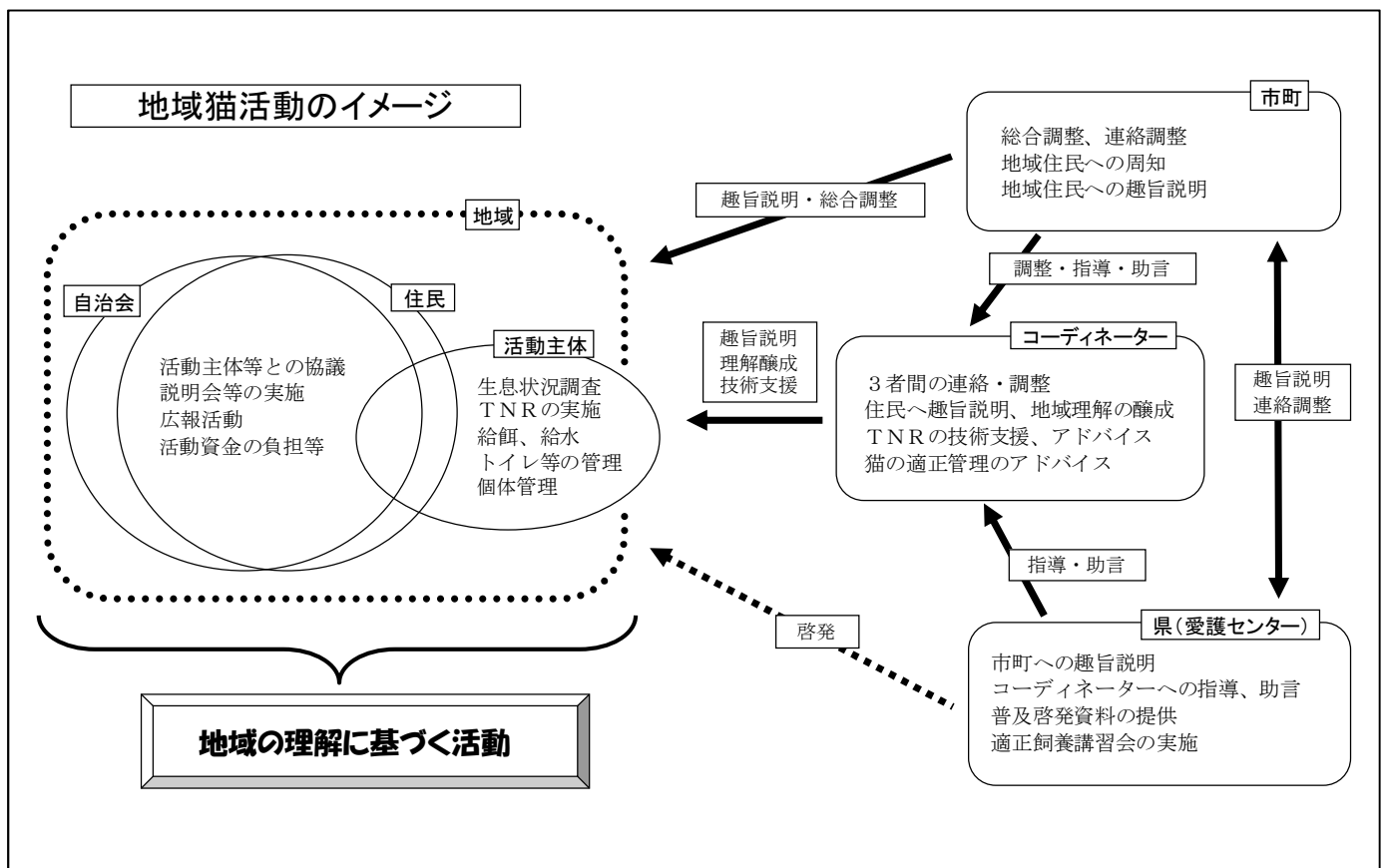
また、トイレの設置や管理は周辺住民の地域猫活動への理解を得るためにも重要です。周辺住民の了解の得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにします。排泄場所は清潔に保ち、糞便は出来るだけ速やかに片付けます。定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所で発見した糞便も速やかに処理・清掃することが理想です。

【その後の対策】地域猫活動を始めると、捕獲出来ない猫がいる、他の地域から新しい猫が流入してきた等々、当初の活動計画では想定してい

なかった事態が起こります。これらの事態に備えるためにも、地域内の飼い主のいない猫の生息状況の把握は重要です。TNR実施時に作成した台帳も利用し、普段から世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握等を行います。

【飼い猫へ】地域から一定の世話を受けているとしても、屋外でくらす地域猫の生活は過酷です。猫のためにも、迷惑の防止の観点からも、飼い主のいない猫の生息数が少ない場合や健康でフレンドリーな猫などはTNRを契機として完全屋内飼育の飼い猫として迎え入れることが第一選択肢と言えます。

地域猫活動の基本的な要素を図示すると以下のようになります。





不妊措置後の猫の生息状況の調査について

地域猫活動は、飼い主のいない猫及びそれに起因する問題を減少させるための方策のひとつと考えられますが、実施の方法及び諸条件によっては、その効果が得られない場合も少なくありません。そこで、兵庫県では、平成 24 年度から 2 年間、「猫の適正管理普及推進事業」において、地域猫活動の効果を確実に得るための実施方法や必要不可欠な諸条件を検証することにより、「猫の適正管理普及推進のためのガイドライン」の策定に資することを目的に調査を実施しました。

地域猫活動を実施するモデル地区の選定については、以前より地域で動物の保護活動等を行っている方に依頼しましたが、全ての候補地において地域住民の同意や合意、理解を得ることは出来ず、地域猫活動に代わり TNR 活動を実施することにより検証しました。

1 方法

A 市 U 地区に生息する飼い主のいない猫 18 頭のうち 11 頭の不妊措置を実施し、その後概ね 3 ヶ月間隔で個体群の動態を調査した。また、既に不妊措置を実施した飼い主のいない猫が多数生息する A 市 A 地区及び T 地区においても同様に調査した。

2 地区の特徴及び結果

地区	猫の生息範囲	給餌者	結果
A	広い 人目に付きやすい	不特定多数	調査期間中に確認した猫の総数は 33 頭。個体群の構成猫に大きな入れ替わり（新たな猫の住み着き）を認めたと、群を構成する猫の頭数には大きな変動なし。
U・T	比較的狭い 人目に付かない	特定少数	個体群には少数ではあるが新たな個体に加わり、確認個体は入れ替わりがあるものの常時一定数の猫を確認。

3 まとめ

飼い主のいない猫の総数を減らすためには、不妊措置の実施だけではなく、その後の給餌等を含めた環境のコントロールが必要である。特に、不特定多数の給餌者が散在し、広範囲に猫が生息している地域では、群を構成する猫の頭数はあまり変動しないものの猫の入れ替わりは激しく、飼い主のいない猫を減らすためには、新たな猫の流入をコントロールすることや継続的な不妊措置の実施が不可欠である。

2 TNR

TNRとは下記の行為を指します。避妊・去勢手術の終わった個体と未実施の個体は、外から見て識別出来るようにする必要があり、一般的には、耳にV字カットが施され「耳カット猫」や地域によってはカットされた耳の形から「さくらねこ」と呼ばれることもあるようです。

T : Trap(トラップ) 捕獲器等で猫を捕獲すること

N : Neuter(ニューター) 避妊・去勢手術をすること(中性化)

R : Return(リターン) 元の生活場所に戻すこと

TNRは上述の地域猫活動の一部であることはもちろんですが、地域猫活動の根幹である地域の理解を得ることに手間取り、その間に飼い主のいない猫が増えてしまうというケースも想定されることから、まずは緊急避難的にTNRを先行させるべきという考え方に基づき、地域猫活動とは一線を画した「TNR活動」の推進という動きもあります。



地域猫活動に対する支援

現在、住宅密集地を多く抱える市町では地域猫活動に対して様々な支援策が行われています。

そのひとつには、飼い主のいない猫に関する問題を「環境問題」として捉え、飼い主のいない猫による迷惑を防止し地域の環境を守るという視点から、これ以上、猫の数が増えないように緊急避難的に不妊措置を実施する必要があると判断し、飼い主がいない猫であることが確認出来れば(飼い猫でなければ)、その不妊措置に要した経費の一部を市町が補助するというものがあります。

また、一方「猫の問題」の解決のためには総合的な住民の理解が必要であるとの視点から、地域猫活動についてもその趣旨の普及啓発や地域住民の理解の醸成等については要した経費の一部を補助するが、不妊措置に直接要した経費については支援の対象外としているというものもあります。

これらは、一見両極端のようにもみえますが、どちらの支援方法にもしっかりとした考え方や費用対効果の評価があります。いずれにしても、市町が置かれた地域の状況に応じて、支援(補助金の支出等)の可否、方法等が判断されるべきと考えています。

3 まとめ

地域猫活動は、現に地域でくらしている飼い主のいない猫への対策として不可欠なものであり、住民、自治会、活動主体、コーディネーター、地域の獣医師会、市町の担当課、兵庫県動物愛護センター等が官民一体となって、関与者や猫を迷惑と感じている人だけではなく、猫のことには無関心であった人々も含めて、地域の理解に基づき活動を始め、地域猫がいなくなるまで一定の管理を続けることが理想です。

しかしながら、このような理想的なケースは希であると思われます。まずは、関与者やコーディネーター等の小さな輪を中心に、目の前にいる猫のTNRや給餌方法の改善から始め、少しずつ周辺の理解を深めていき、最終的には理想的な地域猫活動を目指す。また、それを行政等が支援するということも重要であると考えます。

猫との距離感

本ガイドラインでは、エサを与える者等の特定の関与者を持たず、エサを得るため、他の猫の侵入を積極的に排除し占有する領域を守りながら生活している猫を「自らテリトリーを守り生活している猫」と呼んでいます。彼らは、都市環境の中ではありますが、広いテリトリーを守り、自然の理に従いくらしています。これには、獲物を捕れなくなったら死んでしまう、多くの子猫を産んでも優秀な一部の個体しか生き残れないといった、野生動物としての厳しさも含まれています。

ところが、これらの猫にエサを与える者が現れると、広いテリトリーを守る必要がなくなった猫はそこに居着くようになり、また、猫は繁殖力が旺盛な動物ですから、あっという間にその場所での猫の生息密度が極端に増加し、その猫たちを迷惑と感じる人が現れることになります。これは猫にとっても不幸なことです。

公園のベンチで日向ぼっこする猫にエサをあげたくなる優しい気持ちまでを否定する訳ではありませんが、不妊措置を施し一定管理された「地域猫」に対しエサを与える行為と「自らテリトリーを守り生活している猫」に恣意的なエサやりをする行為は全く違ったものであることを強く意識する必要があります。

もちろん、現実には「自らテリトリーを守り生活している猫」「恣意的なエサやりの結果増えてしまった飼い主のいない猫」「地域猫」等の間に明確な境界があるわけではありません。

言い換えれば、それぞれの地域でそれぞれの猫との正しい距離感を関与

者だけではなく、多くの住民が持つことが大切と思われま



猫に関する苦情・相談

兵庫県動物愛護センターには飼い主のいない猫に関する苦情・相談が多数寄せられています。これらの苦情・相談の背景には必ずと言っていいほど「エサやり」の存在があります。飼い主のいない猫に恣意的なエサやり行為を行うと、その場所の猫の生息密度が極端に高まり、猫が迷惑と感じる人が出てくるといった図式です。逆に、「エサやり」が存在しない自らテリトリーを守り生活している猫に関する苦情・相談は極めて希です。

「恣意的なエサやり」は絶対的に駄目な行為で、「地域猫に対して管理の一環として給餌を行うこと」とは見かけの行為は似ていても、全く違ったものであることを理解する必要があります。

忌避の方法(猫が庭に入らない方法)

猫を飼う人たちが皆、責任を持って飼える数の猫を完全屋内飼育すれば、猫が庭に侵入して糞尿をしたり、大切に世話をしている畑や花壇を荒らしたりすることはなくなります。そうなることが理想ですが、それにはまだまだ多くの時間と労力が必要と思われま

そこで、猫にとって快適な環境を快適でない環境に変化させることで、今、猫から受けている迷惑を、一時的に軽減する方法もあります。

猫にとって快適な環境とは、「エサを簡単に得られる場所」、「人の出入りが少なく、静かで安心できる場所」、「柔らかい土や砂、芝生等がある場所」等が考えられます。猫にとって快適な環境を快適でなくす手段として、一般的に用いられている方法を紹介します。

これらの方法の効果には猫により個体差があり、また、猫が慣れてしまい効果がなくなることも少なくありません。何種類かの方法を猫が慣れる前にローテーションで繰り返すのが良いとも言われています。

1 猫のエサとなるものを取り除く

猫が集まる場所には、必ずエサの存在があると言っても過言ではありません。ゴミ捨て場やペットのエサの放置等が原因となることもあります。

- (1) ゴミ捨て場は猫に荒らされないようガードする。
- (2) ペットのエサは屋外に放置しない。

2 物理的に邪魔をする

- (1) 猫の居着いている場所やトイレとなっている場所に植木鉢等の障害物を並べる。
- (2) 猫の通り道やトイレとなっている場所に大きめの石や軽石を並べたり、棘状のシートを敷く。
- (3) トイレとなっている砂場の上に網戸用の網やフェンス用の網を覆い被せ、四隅に石等の重りを置き固定する。
- (4) 地面を覆う植物を植える。

3 猫の生理・生態を利用して猫が嫌がる環境を作る

- (1) 体を濡らす。
土や砂場にたっぷり水をまき、十分に湿らせる。
- (2) 肉球へ刺激を与える。
大きめの尖った砂利やタイル、荒く砕いた卵の殻、ヒイラギの葉等を地面に敷き詰める。
- (3) 音
防犯用砂利やアルミホイルを敷き詰める。
- (4) ニオイ
ア 猫が嫌がるニオイを発するものを散布したり、空き缶等に入れたり、スポンジや布に湿らせて猫の通路の風上に設置する。
 - (ア) 食用酢
 - (イ) 木酢液・竹酢液
 - (ウ) コショウ、カレー粉等の香辛料
 - (エ) コーヒーかす
 - (オ) タバコの吸い殻の浸し汁イ 猫が嫌がるニオイを発するものを細かく刻み、目の細かい網の袋に入れて猫の通路の風上に吊す。
ニンニク、唐辛子、柑橘類の皮など
ウ 猫が嫌がる香りのするハーブ等の植物を植える。
レモングラス、ゼラニウム、ペパーミントなど

4 猫が来た時に追い払う

- (1) 水鉄砲（人の気配を感じられないよう注意）
- (2) センサー感知式の散水機、ブザー、超音波発生機
- (3) 遠隔操作式のブザー

5 その他

市販の忌避剤など

災害に備えて

近年は東日本大震災をはじめ大きな地震や風水害が相次いで発生しており、また、南海トラフ地震の発生も取り沙汰されています。このような大規模災害が発生すると、猫たちも大きな影響を受けることとなります。

大規模災害が発生し避難が必要な場合には、飼い主は、飼い猫と共に「同行避難」することが必要です。しかし、多数の猫を飼育している場合には「同行避難」は非常に困難になります。ましてや、飼い主のいない猫については、大規模災害発生時には対処のしようもありません。

猫の飼い主が、いざというときに慌てず行動し、家族の一員である飼い猫を守るためには、日頃からの心構えと準備が大切です。

1 日頃の心がけ

【健康管理・しつけ】

日頃から健康状態に注意し、定期的な健康診断やワクチンの接種、ノミやダニの駆除に努めましょう。また、猫の場合は、キャリーケースで同行避難することになります。普段から飼い猫をキャリーケースに慣れさせておくと、避難時のストレスを軽減することができます。

【所有者明示措置】

完全屋内飼育の猫でも、災害時には家屋の一部損壊等により逃走し、迷子になってしまう恐れがあります。保護された時にすぐに飼い主が判明するように、首輪、名札、マイクロチップなどの所有者明示措置をすることが重要です。

【ネットワーク作り】

日頃から飼育マナーに気配りをすることが近隣住民との良い関係を作り、万が一の場合の助け合いにつながります。例えば飼い猫を完全屋内飼育することにより、ご近所に迷惑をかけないことなどが考えられます。また、飼い猫の場合は特に、緊急時に預かってくれる人を確保することも必要です。いざという時にお互い助け合えるように、家族や飼い主仲間と話し合っておくこともよいでしょう。

2 日常の備え

【家族の話し合い】

水害、地震、津波など様々な災害を想定し、誰が飼い猫を連れて避難するかなど家族の中の役割分担を決めるとともに、避難場所や避難ルートを把握することも必要です。

【非常持ち出し品リスト】

緊急避難やライフラインが止まることを想定し、必要な物資を蓄えてお

くことも飼い主の責任です。備蓄品はフードや水、常備薬など命や健康に関わるものから優先順位をつけ、優先度の高い物はすぐに持ち出せるようにリュックサック等にまとめておくと、いざというときに役に立ちます。

3 避難所では

避難場所には、様々な人や動物が集まります。動物が好きな人もいれば、苦手な人もいます。避難場所には猫に対してアレルギーを持つ人がいることも想定されますし、鳴き声や臭気等の問題が発生する場合があります。避難所を管理運営する自治体等の指示に従い、様々な人々が不安な気持ちで過ごす場所であることを念頭に、飼い主の責任として、いつも以上に周囲への配慮が求められます。



ペットとの同行避難とは

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において福島県では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し、多くのペットが警戒区域内に取り残されました。取り残されたペットは負傷・衰弱・死亡または放浪状態となり、その保護活動は困難を極め、多くの労力、時間、費用を費やしました。

こうした経験から、緊急災害時には飼い主とペットがまずは一緒に安全な場所まで避難することが合理的であると考えられるようになってきています。

環境省が平成 25 年に作成した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」では、同行避難を「災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。」としています。

災害が発生し避難が必要な場合には、飼い主はペットと共に「同行避難」しましょう。同行避難をしないと大切なペットと二度と会えなくなってしまうたり、取り残されたペットを救い出すために、多くの危険を伴ったりすることが予想されます。

災害発生直後はまずは一緒に避難を。その後の避難生活が長期化することも考え、緊急時に預かってくれる人を確保するなど、ペットと飼い主家族がどう過ごすのが良いか、今から考えて準備しておきましょう。



VII 今後の取り組みの方向性

本ガイドラインでは、猫を取り巻く状況と課題、猫の生理や習性、猫の問題の基本的な考え方、現状での具体的な対応策等について記述しました。

「猫の問題」を解決し、猫の殺処分数の削減や猫による迷惑を防止するための方策の根幹を再確認するとすれば、飼い主責任の徹底(完全屋内飼育)と飼い主のいない猫の数を減らしていくことに尽きると思います。自らテリトリーを守り生活している猫の存在をも否定するものではないにしても、理屈のうえでは、飼い主のいない猫についてはその存在をゼロにすることが必要となります。

一方、公園のベンチの日だまりで猫がのんびりと寝そべっている姿に否定的な感覚を持つ方は少ないと思われ、近年の猫ブームのなか「猫の島」が好意的に捉えられて報道されています。われわれ日本人は動物への関わり方について問われた時、「徹底管理」という言葉には否定的な感覚を、「自然」「あるがまま」という言葉には肯定的な感覚を覚えるのが普通ではないでしょうか。しかしながら、このような「普通の人」の思いが問題解決の妨げになっているという側面は否めません。

今後の取り組みの方向性としては、具体的な対策としての飼い主責任の徹底、飼い主のいない猫への対策を進めるとともに、まずは、社会全体の「猫の問題」に関する理解を深め、「普通の人」が「猫が外に居ちゃだめだよね・・・」と覚悟することが当たり前となるように、われわれ日本人の動物観に沿った形での様々な取り組みを進めて行く必要があると考えています。

Ⅷ おわりに

本ガイドラインは、多くの人に「猫の問題」について関心を持って頂くとともに、猫の習性や飼い主としての責任の重要性、飼い主のいない猫への対策等について理解を深め、各地域の実情に見合った対策を考えるうえで参考となるよう作成しました。

「猫の問題」については、種々の価値観や感情を持つ人々がくらす社会の中でのルールづくりや折り合いの付け方の模索という要素が多分にあると考えています。

もとより猫の飼い主責任の重要性という部分については、地域や社会状況により変化することのない絶対的なものですが、一方、飼い主のいない猫に対する考え方や対策については、住民意識や社会状況に応じて変化するものと捉えています。また、動物の愛護及び管理に関する法律の改正等も予定されていることから、これらの状況を踏まえ適宜、本ガイドラインの見直しを行うこととしています。

防災基本計画（内閣府・中央防災会議）

動物愛護管理関連部分抜粋（令和2年5月29日修正版）

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

○ 国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

・ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

(2) 指定避難所の運営管理等

○ 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(3) 応急仮設住宅の運営管理

○ 市町村（都道府県）は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

2 保健衛生

○ 市町村（都道府県）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

第12編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

○ 地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行うものとする。

避難所管理運営指針 (平成25年版)

兵 庫 県

I 経緯・目的

阪神・淡路大震災では、避難所に最大 31 万人を超える人々が避難し、しかも、避難生活が長期間に渡ったこともあって、避難所を巡る様々な問題が発生した。

このときの経験や教訓を今後の対策に生かすため、「兵庫県避難所管理・運営等調査委員会」において、阪神・淡路大震災における避難所の設置、管理・運営、避難者への支援等について調査、分析を行い、平成 13 年 3 月に「避難所管理・運営の指針」を策定した。

この指針は、大規模災害時の避難所のあり方を検討し、市町における避難所の管理・運営等に関する事前対策の具体化やマニュアル作成を進めるうえで、基本となる考え方を明らかにするとともに、地域特性や被害の状況等に応じて実効性のある措置がとられるよう、検討すべき事項を対策の具体例とともに示したものである。

その後、10 年が経過するなかで、平成 16 年には、台風第 21 号や台風第 23 号による水害、平成 21 年には、台風第 9 号による水害が発生し、いずれも災害救助法を適用することとなった。

全国的にも局地的短時間豪雨による災害が頻発しており、いつ、どこにおいても洪水はん濫、土石流などの土砂災害が発生するリスクが高まっている。

また、東日本大震災では津波により広範囲にわたり甚大な被害が発生し、災害時要援護者への対応をはじめ避難所における様々な課題が改めてクローズアップされた。

このため、「避難所管理・運営の指針」について、こうした災害の経験や課題を踏まえ、全面的な見直しを行い、新しい指針として策定する。

II 策定の主なポイント

1 福祉避難所編の創設

- ・福祉避難所の目的、機能、受入対象者、物資・器材や支援人材の確保、社会福祉施設や医療機関との連携等について記載

2 女性の視点の反映

- ・避難所運営に女性の視点が反映される体制づくりの必要性について記載
- ・居住スペース、トイレ、風呂等に関する女性への配慮や女性向けの物資の配布体制等について記載

3 備蓄物資・通信手段の充実

- ・災害時要援護者にも配慮した備蓄物資の充実や民間企業、関係団体等との協定などによる物資調達体制の整備について記載
- ・特殊な医薬品やアレルギー対応食料への配慮について記載
- ・NTTの特設公衆電話の事前整備など非常時の通信手段の充実について掲載

4 衛生環境確保の充実

- ・仮設トイレの設置や、し尿の定期的な汲み取り体制の整備、消臭剤や殺虫剤等の使用など、衛生的なトイレの確保について記載
- ・マンホールトイレの設置等災害時のトイレ対策についての具体的な事例を紹介
- ・細菌性の下痢、食中毒、蚊やハエの大量発生など、感染症予防対策の留意事項について記載

5 各項目の内容の充実

- ・地震災害のほか、風水害や土砂災害等も想定して内容を拡充
- ・要所に時系列表やイメージ図、フロー図などを活用して内容を分かり易く記載
- ・全国避難者情報システムの整備など新たな取り組みについて記載

2-15 愛玩動物対策

国内で愛玩動物として飼われている犬や猫は、2,100万匹を越えるといわれる。最近では、コンパニオンアニマル（伴侶動物）と呼び替えられる場合もあるように、「人生の伴侶」として心の支えとする人が増えている。

こうしたなか、愛玩動物との同行避難を要望する声も多く、避難住民が避難所に愛玩動物を連れてくることが予想される。

このため、同行避難が行われることを前提に、愛玩動物の避難対策について、各市町及び避難所単位で方向性を示しておく必要がある。

なお、身体障害者補助犬については、愛玩動物とは捉えず、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえて取り扱う。

【留意点】

- 1 避難所における愛玩動物の飼育・管理は、飼育者が全責任を負うことが基本であり、飼育場所の清掃等の作業は飼育者が共同して行う自主管理体制を原則とする。
- 2 避難所への愛玩動物の受入れには、鳴き声や臭気等の迷惑、糞尿や動物由来感染症等の衛生面での問題への対応に留意する必要がある。
- 3 一方で飼育者本人はもちろん、愛玩動物を適切に飼育することにより、他の避難者にとっても癒しの存在になるなどの効用があることについても留意する必要がある。
- 4 多くの被災者が避難する体育館や教室内での愛玩動物の飼育は、動物を苦手とする人や動物アレルギーの問題等があり困難である。

同行避難があった場合には、避難所では人の居住場所と動物の飼育場所を完全に分離し、動物はケージ内・繋ぎとめにより飼育する、あるいは、ペット可の居住区域とペット不可の居住区域を分離するなどの対応をとることが望ましい。

- 5 飼育者の届出をもとに、次の項目を把握する必要がある。
 - ア 飼育者の住所・氏名
 - イ 動物の種類と数
 - ウ 動物の特徴（性別、大きさ、毛色、その他）
 - エ 個体識別措置の有無とその方法（マイクロチップ、迷子札、首輪の色等）
 - オ 犬の場合は、狂犬病予防法における登録と予防注射接種の有無
 - カ その他（ワクチン接種の有無、不妊去勢の有無、健康状態等）
- 6 次の内容を織り込んだ飼育ルールを作り、飼育者にチラシ等で周知するなど徹底を図る必要がある。

〈盛り込むべき内容例〉

- ア 指定された場所及び方法での飼育
 - イ 屋外の指定された場所での排泄
 - ウ 定時の給餌・後片づけ及び運動、ペットの体やケージを清潔に保つこと
 - エ 世話は飼育者本人が責任をもって行うこと、また飼育場所の清掃や世話の代行を飼育者が共同で行う自主管理体制をつくること
 - オ 愛玩動物に対する苦情への対応や危害防止に努めること
- 7 災害に備えて愛玩動物のために事前に準備しておくべきものやしつけとマナーの大切さ等を広報しておく必要がある。

〈事前準備の例〉

- ア かかりつけの獣医師と次の項目について相談しておく。
 - (ア) 普段服用している薬の予備をもらっておく。
 - (イ) 服用薬の明細を保管しておく。
 - (ウ) 止血など簡単な応急処置の仕方を聞いておく。
 - (エ) かかりつけの獣医師が被災した場合に対応してもらえる別の動物病院を教えてください。
- イ 首輪に迷子札（犬の場合は、鑑札及び狂犬病注射済票も）をつけ、飼い主の名前や住所、電話番号等の連絡先を書いておく。
- ウ 動物病院でマイクロチップを取り付けておく。
- エ 自分が住んでいる自治体の動物救護対策を確認しておく。
- オ 普段からしつけ等をきちんとしておく。
 - (ア) 感染症予防のためのワクチン接種
 - (イ) 不妊・去勢手術の実施
 - (ウ) 避難所でも落ち着いた行動ができるようにしつけておく
 - (エ) ブラッシング、シャンプー等の手入れの励行
- カ あらかじめ必要となる物品を用意しておく。
 - (ア) 救急用品（処方薬、はさみ、包帯）
 - (イ) ペットフード（3日分）、飲料水
 - (ウ) 衛生用品（ペットシート、タオル）
 - (エ) ケージやリード、キャリーバッグ
 - (オ) 動物の写真など
- キ 災害発生時も念頭に、管理能力を超える数の愛玩動物を飼育しない。
- ク 災害発生時に愛玩動物を預ける事が出来る親戚、友人等を探しておく。
- ケ 普段から近隣住民と飼育する愛玩動物が良好な関係となるよう配慮しておく。